

令和2年度版

秋田の子ども・若者



あきた家族ふれあいサンサンデー
シンボルマーク

**秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課**

は じ め に

現在を生きる子ども・若者は、これからの秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、すべての子ども・若者が夢や理想を抱きながら、自立した人間として健やかに成長することは、すべての県民の願いです。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体が大きな影響を受けております。緊急事態宣言下における小中学校・高等学校の臨時休校や、各種スポーツ大会等のイベントの中止、人の移動や交流の制限などにより、生活リズムの乱れや努力の目標を見失う悔しさ、友人と会えないストレスなど、子ども・若者を取り巻く環境にも様々な変化がありました。

全ての子ども・若者が周囲の人々から見守られ、人とのつながりの中で不安等を払拭して健やかに成長していけるよう、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すとともに、学校や地域と連携を図りながら、将来の夢や希望、郷土愛を育む様々な施策に取り組むことが大切です。

今年度は「第2次あきた子ども・若者プラン」の最終年度となりますが、今後は新たに策定される「第3次あきた子ども・若者プラン」を基本として、「子どもや若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会」の実現を目指し、各種施策を推進してまいります。

このたび、これら施策の実施状況等を取りまとめた「令和2年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。

多くの県民の皆様にご活用いただき、秋田の子ども・若者の育成・支援の一助となれば幸いです。

令和3年3月

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
課 長 信 田 真 弓

目 次

第 1 部 第 2 次あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1	第 2 次あきた子ども・若者プラン	1
2	第 2 次あきた子ども・若者プランにおける数値目標及び実績値	3
3	第 2 次あきた子ども・若者プランの取組状況要約版	4
4	第 2 次あきた子ども・若者プランの取組状況	7

第 2 部 子ども・若者を取り巻く状況

第 1 章	子ども・若者人口	
1	秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	25
2	秋田県の市町村別 5 歳階級別人口（0～39歳）	26
第 2 章	子ども・若者の教育	
1	学校教育について	28
2	児童・生徒数の推移	29
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	30
第 3 章	子ども・若者の健康と安全	
1	発育状態について	31
2	交通事故、自殺について	33
3	非行少年等の概要	35
4	環境浄化の取組について	40
第 4 章	子ども・若者の労働	
1	子ども・若者の就業状況	42
2	若年層の給与額	43
3	新規学卒者の初任給	44

第 3 部 子ども・若者行政関係資料

1	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	45
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	49
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	65
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	69
2	相談機関一覧	81
3	県内の主な青少年団体の概要	88
4	市町村青少年行政主管課一覧	90
5	青少年育成県・市町村民会議一覧	90

第1部 第2次あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1 第2次あきた子ども・若者プラン

(1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」の取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第2次あきた子ども・若者プラン」を平成28年3月に策定した。

(2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ策定した「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

(3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

(4) プランの期間

第2次プランの推進期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間である。

<第2次あきた子ども・若者プランについて>

プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、第9次計画まで見直し
- 国が平成28年2月に見直した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定

プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は平成28～32年度の5年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

プランの推進体制

- 「秋田県青少年健全育成審議会」等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら一体となった取組を推進

目指す社会

子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会

政策展開に当たっての基本的な視点

1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。

2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

一人一人の置かれた状況、発達段階等に応じたきめ細かな支援を行う。

3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有しながらネットワーク化を図る。

基本目標

- ①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり ②困難を有する子ども・若者の支援 ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援

子ども・若者の成長に応じた施策を展開

乳幼児期（生まれる前～5歳）

施策1 安心して出産できる環境の整備

妊婦健康診査や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進

施策2 子育て支援の充実

多様なニーズに対応した保育機能の強化や子育て家庭の経済的負担の軽減

施策3 要保護児童に対する支援

児童虐待防止に係る支援体制の整備、障害・発達障害児に対する地域支援体制の整備

施策4 支援を必要とする親へのサポート

ひとり親家庭への就業・生活支援の推進とDV対策の推進

結婚・出産

青年期（おおむね18歳～）

施策1 職業能力開発・就労等の支援

就業のための能力開発支援、県内定住や起業活動を支援

施策2 多様な学びの場の確保

体系的かつ総合的な学習機会、高等教育機関による学びの機会及び環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

施策3 地域の活力を担う若者の支援

社会・文化活動への参加の促進、地域で主体的に行動する若者の育成・支援

施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

出会い・結婚の支援、企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進、ワーク・ライフ・バランスへの取組の拡大

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

若者の自立に向けたサポート体制の強化、障害のある若者への支援、ひきこもり対策や職場のメンタルヘルス対策の推進

学童期（6歳～12歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

スポーツ活動を通じた体力づくりや食生活の改善に向けた取組の充実、心の教育の推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援体制の充実、父親の育児参加、地域で子どもを育てる取組の促進

施策3 安全・安心な環境の確保

安全・安心な地域づくりの促進や情報モラル教育、消費者教育、金融教育の充実

施策4 要保護児童に対する支援

障害のある子どもに対する支援体制の整備と、児童虐待防止及び児童ポルノ等犯罪対策の推進

思春期（13歳～おおむね18歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

体力づくりやスポーツ活動を推進するほか、心の健康づくり・自殺予防の取組を推進

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

少人数学習や多様な体験活動を推進するほか、開かれた学校づくりを推進

施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

ふるさと教育の推進や国際理解・国際交流を促進

施策4 社会参加・参画機会の拡大

ボランティア活動や文化活動を推進するほか子ども・若者の「声」を反映

施策5 社会への旅立ちを支援

キャリア教育の推進、進路指導・職業支援等の充実、奨学金制度による経済的負担の軽減

施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

ひきこもり対策の推進及び障害のある若者への相談・就労支援体制の整備

施策7 若者を非行・事件から守る取組

健全育成運動・非行防止活動などの推進及び立ち直りへの支援

義務教育期（6歳～15歳）

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

基礎学力の向上、ふるさと教育、多様な体験活動、読書活動の推進

施策2 小・中学校の連携の推進

義務教育9年間を通じた連続性のある教育活動を展開

施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会が一体となり地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを推進

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

子どもの貧困対策・いじめ防止・不登校対策の推進、子ども・保護者の相談環境の整備

2 「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値

1 乳幼児期

	指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課
			H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考		
①	3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	97.7	100.0		97.7%	保健・疾病対策課
②	むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	82.9	90.0	※R4	92.1%	健康づくり推進課
③	周産期死亡率	—	2.9	4.6	4.1	4.5	5.5	3.6	※R5	65.5%	医務薬事課
④	合計特殊出生率	—	1.35	1.39	1.35	1.33	1.33	1.52		87.5%	次世代・女性活躍支援課
⑤	出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	4,696	5,900		79.6%	次世代・女性活躍支援課
⑥	認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	95	68		139.7%	幼保推進課
⑦	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0	0		100.0%	地域・家庭福祉課
⑧	母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	88.3	86.0		102.7%	地域・家庭福祉課

2 学童期

	指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課
			H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考		
①	小6体力合計点(男女平均) (※1)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	63.2	64.5		98.0%	保健体育課
②	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生) (※2)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	88.9	96.5		92.1%	保健体育課
③	食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	3,729	4,300		86.7%	健康づくり推進課
④	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	32.1	40.4		79.5%	保健体育課
⑤	放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.1	86.0		100.1%	次世代・女性活躍支援課

3 義務教育期

	指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課
			H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考		
①	ネットトラブル被害児童生徒 (※3)	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2	3.2		100.0%	義務教育課
②	千人当たりの不登校者数 (※4)	人	8.9	9.2	10.8	14.1	15.0	8.7		58.0%	義務教育課
③	千人当たりのいじめ認知件数 (※5)	人	17.8	28.4	32.4	46.2	49.6	10.5		21.2%	義務教育課
④	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0		100.5%	義務教育課
⑤	中3英検3級以上取得率 (※6)	%	39.7	28.5	39.2	29.0	24.5	42.0		58.3%	高校教育課
⑥	中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	96.3	97.2		99.1%	生涯学習課

4 思春期

	指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課
			H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考		
①	中3体力合計点(男女平均) (※7)	点	53.1	52.9	53.6	52.5	52.5	53.3		98.5%	保健体育課
②	高3体力合計点(男女平均) (※8)	点	55.3	55.4	55.4	54.5	53.3	55.6		95.9%	保健体育課
③	男女共同参画副読本の活用率 (※8)	%	82.6	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0		95.6%	次世代・女性活躍支援課
④	高校生のインターンシップ参加率(年間) (※9)	%	57.4	60.6	61.2	64.9	64.6	65.0		99.4%	高校教育課
⑤	高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	33.4	36.0		92.8%	雇用労働政策課
⑥	高卒就職決定者の県内就職率 (※10)	%	66.7	66.0	68.5	67.4	70.6	74.0		95.4%	移住・定住促進課
⑦	特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	77	80		96.3%	特別支援教育課

5 青年期

	指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課
			H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考		
①	Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,058	1,150		92.0%	移住・定住促進課
②	若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	13	15		86.7%	文化振興課
③	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,488	1,780		83.6%	次世代・女性活躍支援課
④	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,252	1,292		96.9%	次世代・女性活躍支援課
⑤	男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	505	550		91.8%	次世代・女性活躍支援課
⑥	地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	29	33		87.9%	次世代・女性活躍支援課
⑦	若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	584	810		72.1%	次世代・女性活躍支援課

※ 目標値がR2以外の値の場合、「備考」欄に該当年度を記載しています。

3 「第2次あきた子ども・若者プラン」の取組状況要約版

1 乳幼児期

指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考						
① 3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	97.7	100.0		97.7%	保健・疾病対策課	3歳児の健康診査受診率は、平成30年度には上昇したものの、令和元年度には減少に転ずるなど、微増減を繰り返している。各市町村において未受診者のフォローなどを実施しているものの、全ての3歳児の受診には至っていない。	各市町村における未受診者の状況把握や健診後の対応に違いがあり、他の調査等も活用し、市町村ごとの傾向や課題等を精査分析する必要がある。	未受診者対策として、保護者らと連絡を取るなど状況把握を徹底するほか、各市町村における好取組や課題などを共有する機会を設け、引き続き、目標達成に向けた取組を実施する。	
② むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	82.9	90.0	※R4	92.1%	健康づくり推進課	割合は増加傾向にあるものの、依然として全国平均より低く、むし歯予防のためにより一層の取組が必要である。	県内市町村における歯科専門職の配置が少ないため、県の事業で市町村の取組を支援する必要がある。	全県統一で県が作成している乳幼児歯みがきハンドブックの活用を促進することで、むし歯の地域間格差を是正していく。	
③ 周産期死亡率	—	2.9	4.6	4.1	4.5	5.5	3.6	※R5	65.5%	医務薬事課	周産期母子医療センター等への設備・運営支援を行ったほか、周産期医療従事者の技術や知識の向上を図るための研修、症例検討等の取組を行ったが、令和元年度人口動態統計(概数)では、前年度比1.0上昇し5.5となり、目標に及ばなかった。死亡率が高い要因は不明である。	周産期医療特有のリスクに適切に対応する必要があるほか、高齢出産や低体重出生の割合が増加していることから、ハイリスク分娩や妊産婦・新生児の急変時にも対応できるよう、より安全で高度な医療提供体制の整備が必要である。	引き続き、周産期死亡の減少に向けて、実態調査や症例検討を行っていくほか、リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の運営や設備整備を支援し、受け入れ体制の強化を図っていく。	
④ 合計特殊出生率	—	1.35	1.39	1.35	1.33	1.33	1.52		87.5%	次世代・女性活躍支援課	令和元年の実績値は未判明だが、「令和元年度人口動態統計月報年計(概数)」による速報値は1.33(達成率87.5%)となっている。合計特殊出生率の最低値は平成21年の1.29であり、その後ゆるやかな上昇傾向が続いたが、平成29年に減少に転じた。	子ども・子育て支援事業の推進や官民協働による結婚から出産・子育てを社会全体で支える機運醸成に向けた取組を行ったほか、国の幼児教育無償化を踏まえ、従前の保育料助成に加え新たに幼児の副食費を助成するなど、子育ての環境づくりを進めたものの、自然減の抑制に向けた大きな成果はまだ現れてきていない状況にある。	県民が結婚や子育てに前向きなイメージを抱くことができるよう、多様な媒体を活用した情報発信を強化するほか、地域の店舗や企業と協働し、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、保育料助成等の経済的支援や子ども・子育て支援事業を推進し、子育ての環境を充実させていく。	
⑤ 出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	4,696	5,900		79.6%	次世代・女性活躍支援課	出生数の減少は、母世代となる15～49歳女性人口の減少のほか、有配偶率の低下や晩婚化に伴う平均初婚年齢の上昇が大きく影響していると考えられる。	子ども・子育て支援事業の推進や官民協働による結婚から出産・子育てを社会全体で支える機運醸成に向けた取組を行ったほか、国の幼児教育無償化を踏まえ、従前の保育料助成に加え新たに幼児の副食費を助成するなど、子育ての環境づくりを進めたものの、自然減の抑制に向けた大きな成果はまだ現れてきていない状況にある。	県民が結婚や子育てに前向きなイメージを抱くことができるよう、多様な媒体を活用した情報発信を強化するほか、地域の店舗や企業と協働し、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、保育料助成等の経済的支援や子ども・子育て支援事業を推進し、子育ての環境を充実させていく。	
⑥ 認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	95	68		139.7%	幼保推進課	認定こども園を目指す就学前教育・保育施設に対して、県が実施している認定こども園サポート事業により、集中的な訪問等を通して保育者の資質向上を図りながら、スムーズな移行をサポートしている。こうした取り組みにより、R元年度は前年度からさらに6施設増え、R2目標に対する達成率は139.7%となっている。	多くの就学前教育・保育施設で保育士の確保・維持に苦慮している。	地域の子ども数との推移も関係してくるから、各市町村の就学前教育・保育施設等担当課と園の情報共有等の連携が必要となってくる。各園の意向調査や認定こども園サポート事業説明会等により、移行を希望する園、市町村担当課との情報共有に努める。	
⑦ 児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0	0		100.0%	地域・家庭福祉課	令和元年度は死亡事例や重大な後遺症を残す事例はなかったが、そういった事例に繋がりがねない緊急性の高い事例はあり、今後も注意して対応していく必要がある。	児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会などの関係機関において認知していない児童虐待ケースが一定数あると考えられるため、医療機関、保健所、学校等児童に普段から関わりのある機関や近隣住民が児童虐待に関する情報を当該関係機関に確実に伝達する体制整備や意識の醸成が必要である。	関係する会議や研修等を通して関係機関の情報共有を推進するとともに、児童虐待防止キャンペーンや昨年度公表した秋田県児童虐待防止宣言の周知等を通じて地域住民からの児童虐待に関する情報提供についての普及啓発を進める必要がある。	
⑧ 母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	88.3	86.0		102.7%	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センターで就業情報の提供を行っており、令和元年度の実態調査では、前年度から0.4%減少し88.3%となり、目標値を達成している。平成27年度から上昇傾向にある。	有効求人倍率の上昇などにより、母子家庭の母の就業率は上昇傾向にある。今後は常勤雇用率を高める等による安定的な収入の確保が課題である。	引き続き、安定的な収入による自立した生活に資する就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援を行う。	

2 学童期

指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考						
① 小6体力合計点(男女平均)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	63.2	64.5		98.0%	保健体育課	H30年度までは実績値が少しずつ向上していたものの、令和元年度は昨年度をわずかに下回っている状況である。男女ともに、体力合計点は前年度を下回っている状況である。	男女ともに、50m走について、全国平均を下回っている状況が毎年継続している。また、1週間の総運動時間については、男女ともに全国平均を上回っているものの、県平均値は昨年度に比べて減少した。	運動が苦手な児童を含めた全ての児童が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる場や機会の確保に努める。	
② 朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	88.9	96.5		92.1%	保健体育課	「児童生徒のライフスタイル調査」によれば、実績値は年々下降している。小学校5・6年生の実績値については、全国的な調査の結果と比較しても低い状態にある。	「朝食を摂取しない理由」については、「食べる時間がない」及び「食欲がない」が全体の7割以上であり、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等が要因と考えられる。	「朝食を毎日食べる」などの望ましい食習慣の形成は、基本的な生活習慣の確立がその基盤になることから、健康教育・食育に係る研修会等での啓発を図るとともに、保護者や地域と連携した取組を一層推進する。	
③ 食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	3,729	4,300		86.7%	健康づくり推進課	各地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、食育ボランティアの登録状況や地域の自主的な食育の取組について情報共有したが、登録者の高齢化や活動の休止、登録団体の会員数減少により、食育ボランティア数は減少している。	登録者の減少とともに、新規登録者数が伸び悩んでいることから、食育に取り組む新たな団体・個人の掘り起こしが必要である。	引き続き、食育地域ネットワーク会議を通じて、地域で自主的に食育に取り組む団体・個人の情報収集を進めるほか、広報媒体を活用した募集活動等を進めることにより、新たな登録者の掘り起こしを行う。	
④ 地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	32.1	40.4		79.5%	保健体育課	実績値は減少傾向にある。目標値を設定した当時には使用量の多かった「もやし」が、取扱業者の廃業に伴い取扱量が「0」になったことや、葉物野菜の収穫時期の悪天候による不作、納入農家の離農等による収穫量の減少などが利用率の低下の要因と考えられる。	限られた予算の中で食材を調達するにあたり、地場産農産より安価な国産農産物等を利用することについては、現実的な対応であると捉えている。また、年間を通して安定した供給量を確保するという点においても、地場産物のみで必要量をカバーすることは難しい。予算と必要量の確保の両面からの手立てが求められる。	活用率を市町村別に見ると、最も高い市町村で60.8%、地域別に見ると県南が44.3%である。活用率の高い市町村や地域の情報を収集し、研修会等での啓発を図る。一方、本調査の指標が「主要野菜15品目」の活用率であり、広く地場産物の活用を考えるならば、この15品目以外の地場産農産物も含めた品目の活用率を指標することを検討したい。	
⑤ 放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.1	86.0		100.1%	次世代・女性活躍支援課	児童数は減少しているが、放課後児童クラブの利用ニーズは高まっており、順調に設置率は上昇している。	地域の学校統合に伴い、統合後の小学校への放課後児童クラブの新規整備要望も増加していることから、これらの整備を進め、放課後・長期休暇等における利用ニーズに応えていく必要がある。	設置にあたっては設備等の整備及び職員の配置が必要であり、事業実施主体である市町村と連携調整を図りつつ、子育て支援整備交付金等を活用しながら計画的に整備を進めていく。	

3 義務教育期

指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考						
① ネットトラブル被害児童・生徒（公立小・中学校）	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2	3.2		100.0%	義務教育課	携帯電話やスマートフォンの所持率が微増している中において、ネットトラブルの被害にあった児童生徒の割合は3.2%とわずかに減少した。各学校において、情報モラル教育を計画的に推進していることやフィルタリングの利用に関する保護者等への啓発の効果などによるものと考えられる。	利用の長時間化や家庭での使用ルールの設定等に関する保護者への支援や、依存・トラブル等を抱える児童生徒への支援を充実させる必要がある。	ネットハロールと健全利用啓発事業、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業等の取組みを充実させることにより、社会全体で児童生徒をインターネットによる有害情報やトラブルから守り、インターネットを健全に利用できるよう引き続き取り組んでいく。	
② 千人当たりの不登校者数（国公立小・中学校）	人	8.9	9.2	10.8	14.1	15.0	8.7		58.0%	義務教育課	本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均の18.8人は下回っているものの、前年度比小学校が1.0人、中学校が0.5人増加した。小学校低学年から中学年への進級時や、小学校6年生から中学校1年生への進学時に増加する傾向にある。不登校の主なきっかけとして「不安・無気力」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が挙げられる。	一度不登校になると、復帰するまで時間を要するため、今後、不登校児童生徒への個別の対応を進めると併せて、新たな不登校児童生徒を生まない未然防止の取組を進める必要がある。	学校訪問や研修会等を通して、学校に以下の指導を行う。 ・児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を充実させること ・保護者との信頼関係を築き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉や医療等の関係機関と連携しながら児童生徒の支援にあたること ・学校が、児童生徒にとって楽しく、安心して通う居場所となるため、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止や即時対応を心がけること	
③ 千人当たりのいじめ認知件数（国公立小・中・高・特別支援学校）	人	17.8	28.4	32.4	46.2	49.6	10.5		21.2%	義務教育課	いじめの認知件数が増加した要因として、いじめに関する校内研修等を通じて、各学校において、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進み、遊びやふざけあいに見えるようなものであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して調査に計上するようになったためであると捉えている。	認知件数が増加していることから、子ども同士の何らかのトラブルなどがあることは確実であるため、校内の全教職員がアンテナを高くし、組織的に、漏れなくいじめを発見・認知し、早期解決や再発防止に向けて迅速に対応することが必要である。そのために、全教職員が、学校いじめ防止基本方針を共通理解した上で児童生徒の指導にあたることや、学級活動や道徳科等において、いじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなど、いじめを許さない学校づくりについて引き続き取り組むことが必要である。	いじめを認知した際は、組織的に対応して解決に努めるよう、各学校に指導していく。また、学校がいじめの事実関係を正確に究明し、いじめの当事者とその保護者に対して、適切な指導や援助をすることや、いじめが解決したと判断せず、当該児童生徒の観察と必要な援助に努めることも継続的に指導していく。	
④ 基礎学力向上のための指数（設定通過率を超えた設問数の割合）	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0		100.5%	義務教育課	少人数学習推進事業によるきめ細かな指導の充実、全国学力・学習状況調査、県学習状況調査を一体と捉えた、学力向上に向けた検証改善サイクルが各学校で確立され、授業改善の取組が浸透している結果と思われる。	学習状況調査の設問の設定通過率については、適切ではないと判断される問題もあることから、作成段階での検討を十分に行い、児童生徒の学力を適切に測る必要がある。	課題を改善するための考察の精度を上げて各学校に提供する。また、学力向上支援Webで提供している問題等に、課題と思われる問題等を取り上げて、各学校における改善を支援する。さらには、指導主事の学校訪問により、課題の改善の具体について丁寧に指導を行う。	
⑤ 中3英検3級以上取得率	%	39.7	28.5	39.2	29.0	24.5	42.0		58.3%	高校教育課	中学校3年生を対象とした外部試験の受験補助を平成29年度で終了しており、H30年度以降は取得率は減少している。	授業改善の取組や教員研修等により、指導内容及び指導方法の更なる充実を図る必要がある。また、「英検IBA」の実施により、生徒の英語学習への動機付けを図るとともに、外部試験受験や資格取得への意欲向上につなげる取組が十分である。	英語担当教員授業力向上実践研修や拠点校・協力校英語授業改善事業等により、教員の英語力及び指導力の向上を図るとともに、中学2年生から高校3年生を対象に「英検IBA」を実施し、結果を分析する。分析後、「結果の概要」及び弱点克服のための「復習問題」を送付し、各学校における指導に役立てられるように、分析結果を、教職員対象の研修会や学校訪問指導に生かしていく。	
⑥ 中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	96.3	97.2		99.1%	生涯学習課	地域学校協働本部や放課後子ども教室の体制整備に取り組む市町村を支援したり、全県規模あるいは県内3地区ごとで研修会や講習会を開催し、きめ細かに普及啓発及び人材育成を図ってきたことで、県内のほぼ全ての中学校区に、その取組が拡大してきている。	協働活動、放課後子ども教室、家庭教育支援チーム、あきたわくわく未来ゼミの取組を一体的に推進するため、学校を支援する体制づくり(地域学校協働本部の設置)やそれをコーディネートする人材(地域学校協働活動推進員等)の育成が求められる。	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の設置を促進するとともに、それをコーディネートする統括的な地域学校協働活動推進員(統括コーディネーターを含む)の配置・育成を図る。	

4 思春期

指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考						
① 中3体力合計点(男女平均)	点	53.1	52.9	53.6	52.5	52.5	53.3		98.5%	保健体育課	前年度の実績値とほとんど変化はないものの、H29年度をピークに低下しており、この傾向は男女共通である。	男女ともに50m走や持久走について、全国平均を下回る状況が続いている。また、女子生徒については運動習慣の二極化傾向が見られる。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	
② 高3体力合計点(男女平均)	点	55.3	55.4	55.4	54.5	53.3	55.6		95.9%	保健体育課	H29年度以降、男女ともに体力合計点が年々低下しているが、特に今年度の男子の低下が目立つ状況である。	男女ともに50m走や持久走について、全国平均を下回っている状況が続いている。また、女子生徒については1週間の総運動時間が全国平均を下回っている。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	
③ 男女共同参画副読本の活用率	%	82.6	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0		95.6%	次世代・女性活躍支援課	男女共同参画副読本については、配付した学校における平均活用率が年々減少してきているものの8割以上で推移しており、男女共同参画について学び考えるよい資料となっている。	男女共同参画副読本は、各学校に備え付ける形で平成23年度に初めて配付した後、平成28年度に最新の内容に改訂し、改めて各学校に配付した。改訂から4年が経過していることから、最近の社会情勢等を踏まえ、各種データを更新するなど、より魅力ある内容に刷新し、学習効果を高める必要がある。	男女共同参画副読本については、県の男女共同参画推進計画の改定を踏まえて内容の刷新を図っていることから、今年度策定する次期計画を見据えながら魅力ある副読本の作成を行い、各学校での一層の活用を促していく。	
④ 高校生のインターンシップ参加率(年間)	%	57.4	60.6	61.2	64.9	64.6	65.0		99.4%	高校教育課	実施校は59校(県立全日制44校(分校1校含む)、公立全日制2校、県立定時制6校、特別支援学校1校、私立全日制5校、専修学校高等課程1校)、実施事業所数は延べ1790事業所となった。また、参加者は4412名、参加率は64.6%(前年度比-0.3ポイント)となった。	若干ではあるが参加率の低下が見られ、特に進学校ではインターンシップの代替として認められているボランティア活動に偏る傾向がある。	全ての県立高校の実施を働きかける。また、職業観の形成に効果的なインターンシップ活動の意義について進学校にも理解を深めさせ、実施の体制を整えるよう促す。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となった)	
⑤ 高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	33.4	36.0		107.8%	雇用労働政策課	平成29年3月卒業者の3年後離職率は全国平均値が39.5%であるのに対し、本県では33.4%となり、昨年度実績の3年後離職率34.4%からやや改善された。男女別にみると、男子が30.4%(昨年度32.0%)と低下したのに対し、女子は37.8%(昨年度37.5%)へと上昇している(全国では男女ともに上昇)。	年々改善傾向にあり、全国平均を下回っているものの、依然として30%を超える離職率である。産業別にみると、全国平均より高い産業や、中には60%を超える産業もあるなど、産業間のばらつきが見られる。	秋田労働局が実施する若年者地域連携事業と連携して管理職向け・若手社員向けのセミナーを実施し、定着を支援する取組を進める。また、「若年離職者対策リーフレット」を県内ハローワークを通じ離職者へ配付するなど、県内での再就職促進に向け、若年者をはじめ幅広い世代に対し意識啓発を進める。	
⑥ 高卒就職決定者の県内就職率	%	66.7	66.0	68.5	67.4	70.6	74.0		95.4%	移住・定住促進課	令和元年度の実績値は70.6%であり、平成30年度と比べて3.2ポイントの増となった。早期求人要請活動等の成果による早い段階での地元求人への期待が高まっているが、全国的に人材獲得競争が激化しているため、きめ細かな対応が必要。	新規高校卒業者の県内求人倍率は高水準にあり、地域を支える人材への期待が高まっているが、全国的に人材獲得競争が激化しているため、きめ細かな対応が必要。	職場見学会や企業説明会など高校生が地元企業を知る機会を充実するとともに、県就活情報サイト「こっちゃん」内の高校生ページの活用について生徒及び教員に働きかける。また、就職支援員や職場定着支援員が地元企業を訪問して収集する企業情報をきめ細かな進路支援に活用するほか、保護者に対し、地域振興局が開催する地元企業説明会への参加を呼びかける。	
⑦ 特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	77	80		96.3%	特別支援教育課	「特別支援学校実践的職業教育推進事業」により特別支援学校の職業教育の充実を図っている。就職希望者79名中77名が就職し、3名増となっているが、卒業生全体数が前年度より多いため、卒業生全体に対する就職者の割合は35.5%と下がっている。	特別支援学校の一般就労希望者の就職率は高いが、それに満足することなく一般就労希望者数の増加を図る必要がある。また、職場定着率が低いことも課題となっている。	新たに「特別支援学校就労・職場定着促進事業」を実施し、一般就労者の職場定着率の向上を図る。また、中学部段階から職業教育を充実させ、一般就労希望者の増加を図る。	

5 青年期

指標	単位	実績値(H27～R元)					目標値		達成率	所管課	現状分析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H27	H28	H29	H30	R元	R2(H32)	備考						
① Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,058	1,150		92.0%	移住・定住促進課	全国的に有効求人倍率は高水準で推移しており、令和元年度におけるAターンフェアへの出展企業数も堅調である。特に、県内会場における出展希望企業数が増加するなど、県内企業の採用意欲は、首都圏企業との人材獲得競争が激しさを増している中、Aターン就職者数は、1,000人を維持した。	20～40歳代の若い世代の移住希望者の多くが企業への就職を選択することから、Aターン就職に対する支援の強化が必要となっている。	Aターンプラザ秋田での相談対応やAターンフェアの開催のほか、「あきた就職ナビ」の活用や、企業とのマッチング機会と移住情報を一体的に提供する移住・就業フェアを開催するなど、Aターン就職のあっせんを強化する。	
② 若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	13	15		86.7%	文化振興課	事業の見直しにより、令和元年度には若手アーティストの展覧会等の開催をサポートする等の新たな取組を始め、若者支援の充実を図ったことにより、実績が上がった。	伝統芸能や芸術文化活動の担い手の高齢化が進んでおり、若者の育成が求められている。	芸術文化活動に対する助成や若者の作品発表機会の充実等の事業の実施を通じて、次代を担う若者の育成に取り組んでいく。	
③ 「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,488	1,780		83.6%	次世代・女性活躍支援課	あきた結婚支援センターへの成婚報告者数は、センター開所以来、毎年一定数の実績をあげてきている。年度ごとの報告者数については、29年度、30年度は前年度実績を下回ったが、元年度は若干ではあるが前年度実績よりも増加した。	あきた結婚支援センターのマッチングシステムをリニューアルしたことで、会員は自宅にいながらシステムの利用が可能となり、会員の利便性は大幅に向上している。しかし、旧システムから新システムへの移行登録が鈍く、センター登録会員数が伸び悩んでいる。	県が実施している各種結婚支援の取組について効果的なPRを行い、各取組の利用者や参加者の拡大を図るとともに、結婚につながる出会いイベントを主催する民間企業・団体に対しイベントの運営方法等が習得できるセミナー等を開催するほか、従業員の出会いを応援する企業同士による交流会の開催を促進し、成婚報告者数の増加を目指す。	
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,252	1,292		96.9%	次世代・女性活躍支援課	平成30年6月に「あきた女性活躍・両立支援センター」を秋田県商工会連合会と連携して設置し、女性活躍・両立支援推進員3名による企業訪問(1,491社)を通じて一般事業主行動計画の策定について普及啓発等を強化した結果、従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解と関心が深まり、策定件数は順調に推移している。	一般事業主行動計画を策定したにもかかわらず、行動計画に基づく取組を進められなかったことで、計画期間の終了とともに次期計画を策定しない企業が散見される。	「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問によるフォローアップを強化するとともに、アドバイザー派遣による企業支援を充実させるほか、従業員の意識啓発も進めながら、取組を促進させる。	
⑤ 男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	505	550		91.8%	次世代・女性活躍支援課	「あきた女性の活躍応援ネット」による情報提供のほか、各種セミナーの開催時や「あきた女性活躍・両立支援センター」における企業訪問等による制度周知により、男女イキイキ職場宣言事業所数は順調に推移している。	これまで500社を超える事業所が宣言し、県のウェブサイトにおいて周知してきているものの、企業側にとってさらにメリットとなるような情報発信が必要である。	秋田労働局と緊密に連携しながら、魅力ある求人票づくりの強化など、企業イメージの向上につながるような取組を実施していく。	
⑥ 地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	29	33		87.9%	次世代・女性活躍支援課	若者活躍支援事業の実施により地域貢献活動を行う団体数は29となった。令和元年度は、地域づくりに取り組もうとする人同士のネットワークづくりやノウハウの共有等を行う交流会を昨年に引き続き県内2か所で開催したほか、若者や移住者ならではの発想、視点を活かした地域の魅力の再発見や、交流人口の拡大につながる活動等を支援し、新たな地域づくり活動の立ち上げを促進した。	人口減少、少子高齢化の進行により地域の活力が低下しており、地域活性化の軸となるプレイヤーの育成が必要。また、主たる活動団体のメンバーの固定化・高齢化などにより、地域づくり活動の担い手の世代交代が進んでいない団体もあることから、若者の参画を促進する必要がある。	若者の地域活性化に向けた想いや活動アイデアを実現するための環境を整備し、若い世代が主体となった地域づくり活動や地域活性化に向けた取組を促進する。	
⑦ 若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	584	810		72.1%	次世代・女性活躍支援課	県内20カ所に県が設置した「若者の居場所」で相談支援やボランティア活動への参加支援を行って若者の就業意欲を醸成したほか、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、国や市町村と連携して就労支援を実施したことにより、R元年度の進路決定者数は101人(対前年度比12人減)となった。	社会的自立に困難を有する若者の支援について、県内20カ所に設置した若者の居場所と市町村や社会福祉協議会など地域の関係団体との間で情報の共有や支援の連携などが十分に行われていない。	若者の居場所の運営団体や市町村・NPO等の支援団体などと若者の自立支援に関する地域課題について情報を共有し、その解決に向け相互に協力して支援を行うなど、若者の居場所を中心とした支援体制づくりを進める。	

4 「第2次あきた子ども・若者プラン」の取組状況

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 子どもや母親の心身の健康確保	保健・疾病対策課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を助成するほか、HTLV-1母子感染普及啓発を行う。 昨年度は、妊婦歯科健康診査受診券の実交付者数4,872人に対し、延受診者数は2,560人だった。また、HTLV-1母子感染対策関係者研修会を開催し、市町村保健師他42名の参加があった。	5,153	5,914
	保健・疾病対策課	幸せはこぶコウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成するほか、「こころとからだの相談室」（不妊専門相談センター）を運営する。 妻の年齢が43歳未満の夫婦に対して、1回につき20万円（一部治療除く。）まで。ただし、初回に限り30万円（一部治療除く。）まで。初回時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算9回まで。40～42歳の場合は通算3回まで。男性不妊治療に対して1回につき15万円まで（初回に限り30万円）。 昨年度は、特定不妊治療に要した治療費について夫婦260組、455件に対し助成した。	80,536	97,257
	保健・疾病対策課	産みたい・働きたい応援事業	不妊治療を希望する方が安心して働くことができるよう、企業に対して不妊治療への理解を深めるセミナーを開催するほか、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行う。 昨年度は、企業向けリーフレットを1,100社へ、個人向けリーフレット全県高校2年生・市町村婚姻届出時夫婦へ12,000部配布したほか、セミナーを1回開催した。	819	334
	保健・疾病対策課	難聴児補聴器購入費助成事業	中軽度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成する。 昨年度は、40人、補聴器73個の購入に対し助成した。	919	941
② 周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に対し、補助する。	117,184	133,528
	医務薬事課	総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受け安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）において必要な医療機器の整備に対し、補助する。	8,606	0 (補正予定)
	医務薬事課	地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受け安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支援、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院、秋田大学附属病院）の運営に対し、補助する。	49,737	57,395
	医務薬事課	産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるように、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図る。（対象：北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院）	68,430	68,430
	医務薬事課	周産期医療調査・研修事業	本県の周産期死亡の防止を図るため、周産期死亡の実態調査、改善方策の検討、各医療機関への周知を行うほか、県内の周産期医療従事者（医師、助産師等）の知識・技術の維持・向上を図る研修を実施する。	756	756
	医務薬事課	産科医療機関施設設備整備事業	令和元年度～2年度 案件なし	—	—

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	認定こども園施設整備事業	新たな教育・保育需要に対応する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てるための基盤施設の整備を行う。（令和元年度7か所実施、令和2年度3か所予定）	198,346	49,803
	幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	全ての子育て家庭を支援するため、市町村が地域の実情に応じて行う各種の取り組みを支援し、子どもを産み・育てる環境の充実強化を図る。	242,615	276,572
② 子育て家庭の経済的負担の軽減	長寿社会課 国保・医療指導室	福祉医療費等助成事業	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中学生に対して医療費の助成を行う。（令和元年度実績75,749人、令和2年度予定79,374人）	867,679	1,036,828
	次世代・女性活躍支援課	すこやか子育て支援事業	子育て家庭への経済的支援として、保育料・副食費や一時預かり利用料等の助成を実施する市町村に対して、その経費の1/2を助成する。 昨年度は、保育料助成を実施する25市町村、副食費助成を実施する24市町村、一時預かり利用料等の助成を実施する19市町村に対して助成した。	885,150	776,369
	障害福祉課	すこやか療育支援事業	障害児通所支援事業を利用する子育て家庭に児童発達支援等援助費等として助成を行う市町村に対し、その経費の1/2を助成する。	2,222	3,009

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③	地域における子育てサポート体制の充実	次世代・女性活躍支援課	地域子育て支援推進事業	県内の地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が、各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催したり子育て情報を発信するなどした。(令和元年度で事業終了)	1,328	—
		次世代・女性活躍支援課	地域で支える子育て応援事業	地域全体の次の世代を育む環境整備の充実を図るため、地域の実情に応じ創意工夫して取り組む2市町の子育て支援事業に対して助成した。(令和元年度で事業終了)	538	—
		次世代・女性活躍支援課	子育て家庭を社会で支える気運醸成事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催するほか、子育て情報などを発信する。また、子ども・子育て支援活動計画を知事に提出し積極的な活動を行っている団体や、あきた子育てふれあいカード協賛店のうち事業利用者から高い評価を得ている者を表彰する。	—	2,096

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催するほか、児童相談関係職員に対する研修の実施、啓発物品の配布による児童虐待防止啓発キャンペーン等を実施する。	7,015	11,567
②	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4か所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内8か所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	45,348	45,348
		障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	779,619	1,257,844
		保健・疾病対策課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。(令和元年度実績648件)	3,130	3,766
		保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費を助成する。(令和元年度実績 受給者証所持者580人)	87,888	83,360
		特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	障害のある幼児に対して、適切な支援を行うことができるよう、園内支援体制の整備と教職員研修等により教育的支援の充実を図る。令和元年度は、就学や教育に関する相談会を開催し、県北地区74名、県央地区32名、県南地区136名の相談者があった。	1,880	1,911
特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。令和元年度は、専門家・支援チームの巡回相談を実施し、県北地区39件、県央地区15件、県南地区20件の相談があった。	1,575	1,829		
③	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会を2回、研修会を2回開催する。	170	1,859

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	ひとり親家庭への支援	地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	「秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター」において、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。	10,079	9,402
		地域・家庭福祉課	ひとり親家庭日常生活支援事業	自立のための就業を希望したり、疾病等により日常生活に支障が生じているひとり親家庭について、生活支援員の派遣による就業支援や保育サービス等の事業を実施する市町村に対し助成する。	200	911
②	DV対策の推進	地域・家庭福祉課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。	39,295	51,642

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動を充実させるために、総合型地域スポーツクラブの設立・育成により地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、スポーツ実施率の低い市町村や年齢層に対して指導者を派遣するなど、各世代のスポーツ機会の拡充や環境整備に向けた支援を行う。 令和元年度は、総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが39クラブに計61回訪問したほか、総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催（計65名参加）して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。	4,279	4,990
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	児童生徒の「生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続する資質・能力の育成」及び「生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力の育成」並びに「体力の向上」を図るため、学校体育担当者連絡協議会を開催する。 令和元年度は県内3地区（県北5/16、県央4/25、県南4/22）で開催し、計297名が参加した。	26	47
② 食育の推進	健康づくり推進課	食の国あきた推進事業	「食の国あきた」推進会議を開催し、第3期秋田県食育推進計画の検証と第4期秋田県食育推進計画の策定を行うほか、地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換を行う。 このほか、令和元年度は食育研修会を開催し、食育ボランティア等206名が参加した。	347	377
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	各学校における食育を推進する上で重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議大会を開催する。 令和元年度は大仙市で開催し、計332名が参加した。	4	7
③ 心の教育の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	家庭教育支援チーム ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	地域人材がチームで家庭教育に関する学習機会等の提供や相談活動を行い、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを支援する。 ・家庭教育支援指導者等研修会の実施（家庭教育支援指導者養成講座） ・家庭教育支援チームへの補助 令和元年度はリーダー研修を3回、サポーター研修を4回、リーダー兼サポーター研修を1回開催した。 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—	—
	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業（再掲）	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307
② 父親の育児参加の促進	次世代・女性活躍支援課	ワーク・ライフ・バランス促進事業	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、リーフレットの配付等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全県的な気運を醸成する。 令和元年度は全戸配付の県広報誌「あきたびじょん」を活用した県民向けの意識啓発を行うとともに、県ウェブサイト「あきた女性の活躍応援ネット」への優良な取組事例の掲載（10件）や、それらの事例をまとめたリーフレット（32,000部）の配布等により、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的な企業等の実践例を周知した。	2,018	1,419
③ 地域教育支援体制の充実	次世代・女性活躍支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブ、児童厚生施設の新設の整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図る。	498,715	704,688
	生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動を積極的に推進するため、①協働活動、②家庭教育支援チーム、③放課後子ども教室、④あきたわくわく未来ゼミを実施する。また、一休型事業の核となる地域人材を育成するため、コーディネーターや活動支援者を対象とした研修会を各地区で定期的に行う。令和元年度は、①～④の事業を実施したほか、運営協議会を2回、学校・家庭・地域連携協議会を2回、コーディネーター・地域連携担当教職員等研修会を2回開催した。	48,294	57,804

〈学童期〉施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行（年3回）や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 ・地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図るため、関係機関と連携し「子ども110番の家」活動の充実を図る。 ・安全安心なまちづくり担当者会議を開催し、各地域における自主防犯活動団体の活動活性化について連携を進める。	4,538	8,878
		県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童、生徒を対象とした防犯教室や不審者侵入対応訓練により、自己防衛意識の向上を図るほか、「子供110番の家」設置者等に対するステッカーの配布や研修会の開催により、子供の避難先の確保に努めている。また、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した合同点検や見守り活動を強化し、子供の安全を確保するための対策を促進する。	369	276
②	情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	消費生活安全・安心事業	児童・生徒への消費者教育を推進するため、消費者教育冊子を作成・配布する。 令和元年度は小学生向け冊子を10,500冊作成し、県内の全小学校に配布した。	1,502	2,938
		県民生活課	消費者行政強化事業	インターネットによる消費者トラブル防止のため、ネット利用の低年齢化に対応した人材養成講座等を開催する。 令和元年度は人材養成講座等を12回開催したほか、持続可能な取組を支える地域人材の養成に向けた各種事業を実施した。	2,286	1,921
		義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針に情報教育の重点を示し、各学校におけるICTの活用や情報モラルに関する指導を促進する。また、各市町村が進める児童生徒一人一台端末の整備を見据え、文部科学省の関連事業や学習教材等について、各小・中学校に周知を図る。	—	—
		生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」を、民間等との協働により、複数の取組方策で推進する。 令和元年度は、ネットパトロール、啓発講座（22市町村において118回）、うまほキャンプ（ネット依存傾向にある児童生徒を対象にしたキャンプを2回）を実施した。	6,191	6,806

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業（再掲）	在宅障害児（者）の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4か所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内8か所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	45,348	45,348
		障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業（再掲）	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。（発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。）	779,619	1,257,844
		保健・疾病対策課	自立支援医療（育成医療）（再掲）	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。（令和元年度実績648件）	3,130	3,766
		保健・疾病対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲）	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費を助成する。（令和元年度実績 受給者証所持者580人）	87,888	83,360
		特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業（再掲）	障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修により教育的支援の充実を図る。 令和元年度は、小学校の特別支援学級新任等を対象とした特別支援教育セミナーを、県北地区31校、県央地区29校、県南地区28校で実施したほか、知的障害と自閉症・情緒障害の特別支援学級担任を対象とした特別支援学級スキルアップ研修を5校で実施した。	1,880	1,911
②	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会（再掲）	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の強化及び関係機関が抱える諸課題への対応を協議・検討するため、協議会2回及び研修会2回を開催する。	170	1,859
		障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。（予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。） （令和元年度相談件数2,277件）	—	—
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業（再掲）	令和元年度は、小学校への専門家・支援チームの巡回相談を行った（相談件数：県北地区45件、県央地区93件、県南地区50件）ほか、小学校への特別支援教育支援員配置校研修については、県北地区33校、県央地区20校、県南地区6校から訪問要請があった。	1,575	1,829

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③	児童虐待防止対策の推進	地域・家庭福祉課	子ども家庭相談電話事業	子どもや保護者からの悩み事や、夜間休日に発生した虐待等の緊急相談に対応するための電話相談体制（相談員及びフリーダイヤルの設置）を整備し、適切な援助を行う。	10,466	13,384
		県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	児童虐待の早期発見のための相談受理活動のほか、地域社会への児童虐待防止を図るための広報啓発活動を行う。 令和元年度は、被害児童554人に係る323件の児童虐待事案及び虞のある事案を認知し、388人を児童相談所等に通告したほか、警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センターにおいて、児童虐待事案関連の相談を69件受理した。また、幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	432	442
		県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	児童虐待の早期発見のための相談受理活動のほか、地域社会への児童虐待防止を図るための広報啓発活動を行う。 令和元年度は、児童虐待事案関連の相談受理活動及び幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	12,079	16,173
		県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	児童虐待の早期発見のための相談受理活動のほか、地域社会への児童虐待防止を図るための広報啓発活動を行う。 令和元年度は、児童虐待事案関連の相談受理活動及び幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	36,823	21,552
④	児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業（再掲）	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。また、警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。 令和元年度は情報モラル教室等を324回、フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を132回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を145回実施したほか、警察署等でサイト関連の相談を73件受理した。	432	442
		県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業（再掲）	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 令和元年度は、学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を705回実施したほか、フィルタリング普及のためのキャンペーン等、広報活動を実施した。	12,079	16,173
		県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業（再掲）	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。また、携帯電話に関連した相談を受理する。 令和元年度は、学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を122回実施したほか、フィルタリング100%普及のためのキャンペーン、携帯電話に関連した相談活動等を行った。	36,823	21,552

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	ふるさと教育の推進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援	市町村における子ども議会等の開催をバックアップし、子どもたちが地域の活性化に参画する意欲・態度を育む。 令和元年度は横手市の子ども議会を視察し、市町村における子ども議会の開催の状況や内容の把握に努めた。	—	—
②	基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校・中学校において臨時講師・非常勤講師を配置する。 令和元年度は小学校39校・中学校49校において、臨時講師76人、非常勤講師69人を配置した。	483,298	636,511
		義務教育課	学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。 令和元年度は、小学校ではすべての教科（国・社・算・理）で「概ね満足な状況」、中学校は国語が概ね満足な状況であるが、社会と数学に課題が見られた。設定通過率を優位に上回るか同程度と思われる問題数は398問中300問（75.4%）であった。	2,000	2,889
		高校教育課	AKITA英語コミュニケーション能力強化事業	外部専門機関等との連携により小・中・高一貫した英語教育を推進し、児童生徒の英語コミュニケーション能力を強化するとともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図る。 令和元年度は小学校3年生～高校3年生を対象にイングリッシュキャンプを16回実施し、624名の児童生徒が参加。参加者アンケートでは「とても充実」が92.8%であった。また、アメリカ・ミネソタ州立セントクラウド大学で17日間の語学研修を実施し、県内13の高校から30名が参加した。	13,004	141,207
③	多様な体験活動の推進	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	中山間地域等の地域資源と土地改良施設及び農地が有する多面的機能の役割について普及・啓発を図るとともに、地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した地域や農業者自らが行う地域活性化のための取組を支援する。事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は8地区において活動を予定している。 令和元年度は7団体を支援し、そのうち5団体において保育園児や小学生等を対象とした交流活動を行い、435人（親等含む）の参加があった。	2,318	2,617

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③ 多様な体験活動の推進	生涯学習課	“心を育てる”セカンドスクール推進事業	豊かな人間性を育む体験活動を推進するため、PA（プロジェクトアドベンチャー）を活用した問題解決型プログラムを提供できる環境を整備し、経験知・実践知の習得や他者との関わりの中で納得解を見出すこと、基本的な生活習慣の確立等に資する多様な体験活動の充実を図り、セカンドスクールの利用を推進する。また、子どもたちの自己肯定感を育むための有効な体験活動について検証を行う。 令和元年度の実績 ・PA管理者研修会の実施 4月15日（月）～17日（水）21名参加、主会場：岩城 ・教員を対象とした研修会の実施 7月31日（水）大館：44名参加、8月16日（金）岩城：8名参加、 8月19日（月）保呂羽山：16名参加 ・自己肯定感向上プロジェクト「ふれあいキャンプ」【文部科学省委託事業】 9月9日（月）～11日（水）保呂羽山：児童生徒9名・保護者1名参加 10月2日（水）大館：児童生徒4名参加（2泊3日の予定を変更）	7,447	6,222
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を開催する。 令和元年度は4回開催し、85名の参加者があった。	2,383	3,141
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センター（藤里館）において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。 令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000
④ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	地域の環境活動支援事業（令和元年度は「環境の達人」の地域派遣事業）	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図る。 令和元年度は47回、講師を派遣した。	979	987
	温暖化対策課	環境大賞	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。 令和元年度は応募のあった中から5団体を知事表彰した。	151	287
	温暖化対策課	学校・子どもエコクラブへの環境教育支援（令和元年度の子どもエコクラブ支援事業を統合）	県内10校を環境教育支援校として指定し、環境教育に関連する器具等を提供する。 また、令和元年度は、パンフレット「子どもエコクラブ活動報告集2019」を作成し、県内の全幼稚園・保育所・小中学校、並びに主な教育機関に配布した。こうした取組の結果、登録クラブ数は35、登録メンバー数は2,862人にまで増加した。	47	1,035
	温暖化対策課	学校環境教育支援事業	令和元年度は環境教育に取り組む大館市立成章小学校ほか、9校を環境教育支援校として指定し、環境教育関連の器具類を提供した。また、ひろおもてエコクラブほか、2団体からの器具の貸し出し申請に対し、必要な機材を貸し出した。 なお、令和2年度から上記の「子どもエコクラブ支援事業」と統合している。	650	—
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。 なお、令和元年度は秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下において8月31日（土）～9月1日（日）の2日間開催し、約3万4千人の来場者があった。	3,000	3,600
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業（再掲）	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業（再掲）	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地環境教育推進事業（再掲）	白神山地をフィールドにした県央・県南地区小学生向け自然体験教室を開催する。 令和元年度は4回開催し、85名の参加者があった。	2,383	3,141
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援（再掲）	世界遺産センター（藤里館）において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。 令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、46の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。令和元年度は、これらの学習活動に4,864人が参加した。	12,694	12,109
	義務教育課	学校関係緑化コンクール	児童生徒の緑を愛する豊かな人間性の育成等を目指し、学校関係緑化コンクールを開催し、優秀校を全日本学校緑化コンクールに推薦する。 令和元年度は学校関係緑化の部に17校、学校林等活動の部に4校の応募があった。全日本学校関係緑化コンクールに仙北市立神代小学校（環境緑化）と秋田県立能代支援学校（学校林等）を推薦したところ、両校とも準特選（国土緑化推進機構会長賞）を受賞した。	21	20

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
⑤	読書活動の推進	総合政策課	地域読書活動推進事業	子どもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人による読み聞かせを進めるため、県民から寄贈された絵本や児童書を手入れた上で、保育所や医療機関等に配置し、子どもたちへ読書の楽しさをリレーする。 令和元年度は81人から1,006冊の寄贈を受けて関係機関に配置したほか、家族で読書を楽しみ、読書習慣の形成と家族間のコミュニケーションを図るため、「家族で読書おすすめ50選vol.2」のパンフレットを、小学1年生の全児童に入学時に配布した(191校 7,718部)。	3,238	2,288
		次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成における読書活動の推進	年3回実施する青少年健全育成審議会(環境浄化部会)で推奨する図書について、県公式ウェブサイト「美の国あきた」へ掲載するとともに、市町村、県内の図書館、小中学校、関係機関を通して県民への周知を図る。 令和元年度は計4冊の図書を推奨した。	3,502	4,224

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなどして、基本的な生活習慣や学習習慣の定着のための取組や望ましい教育環境づくりについて、学校と家庭・地域が協力して進めることができるよう呼び掛ける。 令和元年度は学校教育の指針の配布を通じて、全学校(小・中学校309、高等学校61、特別支援学校16、幼稚園・保育所405)に周知した。	—	—
②	生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業(再掲)	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度はスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307
③	学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、教科等の指導方向性に向けた研修会、理数才能育成プロジェクト、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成等の事業により、学習指導の充実を図る。 令和元年度は、学力向上支援Webにおいて単元評価問題を算数・数学で115単元、理科76単元、社会89単元を配信し、算数・数学については小学校99.0%、中学校の97.3%の学校が活用した。また、学校訪問は、小中学校へ12回、高等学校へ15回実施した。	2,180	2,197
④	特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業(再掲)	障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修により教育的支援の充実を図る。 令和元年度は、中学校の主に特別支援学級新任を対象とした特別支援教育セミナーを県内31校で57回実施したほか、知的障害と自閉症・情緒障害の特別支援学級担任を対象とした特別支援学級スキルアップ研修を4校で実施した。	1,880	1,911
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業(再掲)	障害のある児童生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。 令和元年度は、中学校への専門家・支援チームの巡回相談を実施し、県北地区19件、県央地区12件、県南地区4件の相談があった。また、新任特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、小・中学校からの102名が受講した。	1,575	1,829
⑤	体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育を通して、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てるために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。 令和元年度末時点で417事業所等のデータを掲載している。	—	—

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	あきたの教育力発信事業	検証改善委員会が行う全国学力・学習状況調査等の結果分析及び秋田の探究型授業の推進状況の把握に基づく改善方策等の提言、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善充実事業」における拠点校の取組の発信により、県内各校の教育力の向上を図る。 令和元年度は学力向上フォーラムを実施し、県外から449名、県内から726名、計1225名の教員が参加したほか、検証改善委員会を3回実施し、学校改善支援プランを作成して各市町村教育委員会並びに各学校に配布した。	1,550	710
		生涯学習課	協働活動 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	教員と地域住民が、児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充するとともに、地域全体で子どもを育む環境を整備する。 【県の取組】 運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修の開催、特別支援学校の事業実施。 【市町村の取組】協働活動 令和元年度は21市町村、85地域学校協働本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—	—

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室 ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	放課後等に学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供するほか、放課後児童クラブとの一体型運営を推進し、全ての児童への安心・安全な居場所、学習や体験活動の場を提供する。 (令和元年度実績) ●放課後支援者研修会 県内3地区で計6回開催 ●市町村事業支援 16市町村、91教室を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—	—
	生涯学習課	あきたわくわく未来ゼミ ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	放課後や土曜日、長期休業中に、全ての子どもたち(小・中・高)を対象に、大学生や教員OBをはじめとした多様な地域人材による、学習支援を実施する。 (令和元年度実績) ①地域未来塾(7市町村、7箇所) 教員OB、大学生等による小・中学生への学習支援 ②わくわく土曜教室(7市町村、37箇所を支援) 多彩な職業の講師による特色ある教育プログラムの提供 ③高校生を対象とした学習支援モデルプログラム(北秋田市、秋田市、横手市) 教員OBや大学生等による学習支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—	—
③ 子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業 (再掲)	・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行(年3回)や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。また、平成29年度に策定した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 ・地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図るため、関係機関と連携し「子ども110番の家」活動の充実を図る。 ・安全安心まちづくり担当者会議を開催し、下校時の見守り活動の展開と各地域における自主防犯活動団体の活動活性化について連携を進める。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行う。	4,538	8,878
④ 子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (再掲)	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 子どもの貧困対策の推進	地域・家庭福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	各市町村における子どもと支援を適切に結びつけるネットワーク形成を支援するとともに、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援を行い、本県の子どもの貧困対策を総合的に行う。また、ひとり親家庭等における子育てに関するニーズについて調査し、令和3年度から5年間の秋田県子どもの貧困対策推進計画を策定する。	5,212	6,656
② いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (再掲)	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307
③ 不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (再掲)	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307
	高校教育課	スペース・イオ	県内4か所のスペース・イオにおいて、不登校やその傾向にある小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象として、児童生徒等が存在感をもち、安心して過ごすことができる心の居場所を提供する。個別の学習指導等による学習支援や、臨床心理士等によるカウンセリングを通して、児童生徒や保護者の悩み・不安の解消を図る(令和元年度は延べ120名が利用)	21,889	31,924
④ 教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (再掲)	107中学校へのスクールカウンセラーの配置、エリア制による広域カウンセラーの活用、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。 令和元年度のスクールカウンセラーへの相談回数は8,439回、すこやか電話は139回、スクールソーシャルワーカーへの相談回数は2,469回となっている。	74,120	78,307

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業(再掲)	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動を充実させるために、総合型地域スポーツクラブの設立・育成により地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、スポーツ実施率の低い市町村や年齢層に対して指導者を派遣するなど、各世代のスポーツ機会の拡充や環境整備に向けた支援を行う。 令和元年度は、総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが39クラブに計61回訪問したほか、総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催(計65名参加)して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。	4,279	4,990
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会(再掲)	児童生徒の「生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続する資質・能力の育成」及び「生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力の育成」並びに「体力の向上」を図るため、学校体育担当者連絡協議会を開催する。 令和元年度は県内3地区(県北5/16、県央4/25、県南4/22)で開催し、計297名が参加した。	26	47
②	心の健康づくり・自殺予防の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	モデル校においてSOSの出し方教育の授業を行い、その結果に検討を加え、秋田県における「SOSの出し方教育」の基本スタイルを研究するとともに、普及を図る。また、教職員等を対象に児童、生徒が出したSOSに気づき、受け止め、寄り添い、必要な支援に繋ぐために必要な知識を学ぶ研修を実施する。	101	395
		保健体育課	心の健康づくり相談事業	多様化・複雑化する児童生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科相談医を委嘱するとともに、県内3地区における相談会の開催や希望する学校において巡回事例検討を行うことにより、教員等の資質や能力の向上を図る。 令和元年度は県内3地区で開催した相談会に計31名が参加したほか、小学校1校、高等学校2校、特別支援学校1校にて事例検討会を開催し、34名が参加した。	1,571	786
③	性教育の推進	保健・疾病対策課	思春期からの健康づくり支援事業	・ピアカウンセリング活動を行う思春期ピアカウンセラーを養成するためのセミナーを開催する ・思春期養成セミナーで養成されたピアカウンセラーが県内の小・中学生、高校生を対象に自尊感情および自己肯定感の向上を高めるカウンセリング活動を行う	692	602
		保健体育課	性に関する指導事業	学校における性に関する指導を各教科、道徳、特別活動等を通じ、学習指導、保健指導及び生徒指導等により、すべての教職員が共通理解を図りながら、教育活動全体を通じて横断的に取り組むよう、性教育講座の開催や指導者研修会、相談活動等を実施する。 令和元年度は中学校42校、高等学校20校、特別支援学校5校、計67校で性教育講座を開催したほか、「性に関する指導」指導者研修会を実施した(99名が参加)。	729	810
④	薬物乱用防止教育等の推進	医薬課	薬物乱用防止事業	中高生の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、啓発ポスターコンテスト等を実施する。 令和元年度は薬物乱用防止指導員(薬剤師等)及び保健所職員が学校において講演を130回実施し、計10,329人の参加があったほか、中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテストを実施したところ14校66作品の応募があり、優秀作品26作品についてぼろーどに展示した。	560	2,112
		保健体育課	薬物乱用防止教育推進事業	県内各学校における薬物乱用防止教育を推進する上で、重要な役割を担う指導者の資質能力の向上と、薬物乱用防止教室の充実を図るため、各校における薬物乱用防止教室の開催や指導者研修会を実施する。 令和元年度は小学校32名、中学校20名、高等学校39名、特別支援学校3名、学校薬剤師9名、県警13名、県関係者3名、計119名が研修会に参加した。	—	—

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業(再掲)	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校・中学校において臨時講師・非常勤講師を配置する。 令和元年度は小学校39校・中学校49校において、臨時講師76人、非常勤講師69人を配置した。	483,298	636,511
		義務教育課	学習状況調査事業(再掲)	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2の全体で実施(小4:国算理、小5,6:国社算理、中1,2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。 令和元年度は、小学校ではすべての教科(国・社・算・理)で「概ね満足な状況」、中学校は国語が概ね満足な状況であるが、社会と数学に課題が見られた。設定通過率を優位に上回るか同程度と思われる問題数は398問中300問(75.4%)であった。	2,000	2,889
		高校教育課	学力向上推進事業	高等学校及び中高一貫校における探究的な学習活動や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を推進し、中・高校生の確かな学力を育成する。 (令和元年度の主な実績) ・高等学校学力・学習状況調査:県内すべての県立、市立、私立高校の全日制及び定時制(54校)1年生7,410名、2年生7,540名に調査を実施 ・探究活動等実践モデル校:3校で実施。先進校視察や講演等を行い、各校における探究的な学習活動の充実を努めた。令和2年度に発表会を行い成果を共有する。	8,412	9,470

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
② 多様な体験活動の推進	長寿社会課	介護の職場体験事業（令和元年度は「中学・高校生等を対象とする介護の職場体験事業」として実施）	人手不足が懸念される介護人材の安定的な確保に向け、介護の仕事が地域を支えるやりがいのある仕事であることの理解を深めてもらうため、中学生や高校生などの若年層や介護の仕事に関心のある者を対象に、介護保険施設等での職場体験の機会を提供する。 令和元年度は40施設において60人に職場体験を実施した。	3,961	5,123
	農山村振興課	ふるさと秋田応援事業（再掲）	中山間地域等の地域資源と土地改良施設及び農地が有する多面的機能の役割について普及・啓発を図るとともに、地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した地域や農業者自らが行う地域活性化のための取組を支援する。事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は8地区において活動を予定している。 令和元年度は7団体を支援し、そのうち5団体において保育園児や小学生等を対象とした交流活動を行い、435人（親等含む）の参加があった。	2,318	2,617
	生涯学習課	“心を育てる”セカンドスクール推進事業（再掲）	豊かな人間性を育む体験活動を推進するため、P A（プロジェクトアドベンチャー）を活用した問題解決型プログラムを提供できる環境を整備し、経験知・実践知の習得や他者との関わりの中で納得解を見出すこと、基本的な生活習慣の確立等に資する多様な体験活動の充実を図り、セカンドスクールの利用を推進する。また、子どもたちの自己肯定感を育むための有効な体験活動について検証を行う。 令和元年度の実績 ・ P A管理者研修会の実施 4月15日（月）～17日（水）21名参加、主会場：岩城 ・ 教員を対象とした研修会の実施 7月31日（水）大館：44名参加、8月16日（金）岩城：8名参加、 8月19日（月）保呂羽山：16名参加 ・ 自己肯定感向上プロジェクト「ふれあいキャンプ」【文部科学省委託事業】 9月9日（月）～11日（水）保呂羽山：児童生徒9名・保護者1名参加 10月2日（水）大館：児童生徒4名参加（2泊3日の予定を変更）	7,447	6,222
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業（再掲）	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業（再掲）	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援（再掲）	世界遺産センター（藤里館）において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。 令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000
	高校教育課	インターンシップ推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。 令和元年度は県立・公立高校において4,412名が参加し、延べ1,790事業所で活動を行った。（参加率は64.6%）	299	839
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する学習会への講師派遣や施設見学受入れを実施する企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録することで、県民等の環境学習機会の充実・拡大につなげ、地域での環境保全活動の活性化を図る。 令和元年度は、支援内容をまとめたDVD及び冊子を配布し、県民、学校及び地域団体等に情報提供した。	1,690	—
	温暖化対策課	地域の環境活動支援事業（令和元年度は「環境の達人」の地域派遣事業）（再掲）	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図る。 令和元年度は47回、講師を派遣した。	979	987
	温暖化対策課	環境大賞（再掲）	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。 令和元年度は応募のあった中から5団体を知事表彰した。	151	287
	温暖化対策課	学校・子どもエコクラブへの環境教育支援（令和元年度の子どもエコクラブ支援事業を統合）（再掲）	県内10校を環境教育支援校として指定し、環境教育に関連する器具等を提供する。 また、令和元年度は、パンフレット「子どもエコクラブ活動報告集2019」を作成し、県内の全幼稚園・保育所・小中学校、並びに主な教育機関に配布した。こうした取組の結果、登録クラブ数は35、登録メンバー数は2,862人にまで増加した。	47	1,035
	温暖化対策課	学校環境教育支援事業（再掲）	令和元年度は環境教育に取り組む大館市立成章小学校ほか、9校を環境教育支援校として指定し、環境教育関連の器具類を提供した。また、ひろおもてエコクラブほか、2団体からの器具の貸し出し申請に対し、必要な機材を貸し出した。 なお、令和2年度から上記の「子どもエコクラブ支援事業」と統合している。	650	—
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル（再掲）	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。 なお、令和元年度は秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下において8月31日（土）～9月1日（日）の2日間開催し、約3万4千人の来場者があった。	3,000	3,600
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業（再掲）	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業 (再掲)	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地世界遺産センター (藤里館) 活動協議会支援 (再掲)	世界遺産センター(藤里館)において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。 令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業 (再掲)	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、46の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。令和元年度は、これらの学習活動に4,864人が参加した。	12,694	12,109
	義務教育課	学校関係緑化コンクール (再掲)	児童生徒の緑を愛する豊かな人間性の育成等を目指し、学校関係緑化コンクールを開催し、優秀校を全日本学校緑化コンクールに推薦する。 令和元年度は学校環境緑化の部に17校、学校林等活動の部に4校の応募があった。全日本学校関係緑化コンクールに仙北市立神代小学校(環境緑化)と秋田県立能代支援学校(学校林等)を推薦したところ、両校とも準特選(国土緑化推進機構会長賞)を受賞した。	21	20
④ 開かれた学校づくり	生涯学習課	協働活動 (再掲) ※学校・家庭・地域連携総合推進事業の一部	教員と地域住民が、児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充するとともに、地域全体で子どもを育む環境を整備する。 【県の取組】 運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修の開催、特別支援学校の事業実施。 【市町村の取組】協働活動 令和元年度は21市町村、85地域学校協働本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	—	—
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	次世代・女性活躍支援課	男女共同参画副読本の活用	学校などの教育、学習機会において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会等について、学び考える機会を持つことができるようにするため、副読本及び教師用手引きによる授業等での活用を促進する。令和元年度の副読本の活用率は、小学校で82.4%、中学校で87.2%、高校で65.9%であった。	—	—

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① ふるさとを知る取組促進	義務教育課	市町村子ども議会等への支援 (議会)	市町村における子ども議会等の開催をバックアップし、子どもたちが地域の活性化に参画する意欲・態度を育む。 令和元年度は横手市の子ども議会を視察し、市町村における子ども議会の開催の状況や内容の把握に努めた。	—	—
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業 (再掲)	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業 (再掲)	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地世界遺産センター (藤里館) 活動協議会支援 (再掲)	世界遺産センター(藤里館)において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。 令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000
② 国際理解の促進	国際課	天津市青少年交流事業	天津市へ県内高校生を派遣、本県の高中生が日本と中国の違いを実体験することにより、異文化への理解を受け入れることのできる素養を高め、グローバル社会で活躍する人材を育成する。 (令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止)	301	4,955
③ 国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語教育実践セミナー	小学校外国語活動・外国語科におけるリーダー的教員を育成するため、夏季休業中の3日間、国際教養大学において、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指す。 (令和元年度参加教員数40名)	30	83

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① ボランティア活動の推進	高校教育課	キャリア教育等推進事業地域連絡協議会	各校の高校生インターンシップ推進事業及び高校生ボランティア活動等推進事業の担当者が地域連絡協議会を組織し、実施上の連絡・調整、情報交換等を行うことにより、事業実施の円滑化を図る。	—	—
② 文化活動の推進	文化振興課	あきた県民文化芸術祭	県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的として、あきた県民文化芸術祭を実施する。 令和元年度は秋田県青少年音楽コンクールを開催し、ピアノ部門95名、弦楽器部門14名、声楽部門19名、管・打楽器部門30名の参加があったほか、あきたの芸文における25歳以下の参加者を対象としたグリーン賞の枠には、7名の応募があった。	1,929	2,301

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③ 子ども・若者の「声」の反映	次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成事業	・7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行い、青少年の健全育成の機運を高める。(青少年育成秋田県民会議と共同開催) ・令和元年9月18日秋田市立秋田南中学校を会場として「わたしの主張2019秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を通過した中学生が日頃考えていることなどを発表し、最優秀者等を表彰した。(青少年健全育成秋田県民会議と共同開催)	1,435	1,474

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 職業意識の形成支援	移住・定住促進課	高校生県内就職率UP事業	高校生が地元企業に目を向け、県内就職への意識付けをするため、県内全高校の1年生、教員、保護者を対象とし、職場見学と経営者講話等を行う。 また、高校生が進路志望を決定する前に、多くの県内企業情報を収集する機会を提供するため、高校2年生、教員を対象に、各地域振興局で企業説明会を開催する	9,015	10,169
	義務教育課	キャリア教育実践研究事業(再掲)	キャリア教育を通して、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育むために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。 令和元年度末時点で417事業所等のデータを掲載している。	—	—
	高校教育課	ふるさと企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気にもつくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行う。	—	—
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	新規就農者を確保・育成するため、就農希望者や高校生など117人を対象に啓発・準備研修を実施し、就農への意欲を高めた。(令和元年度で終了)	51	—
	農林政策課	農村青少年総合技術研修事業	農業関係高校生を対象に、就農啓発のための農業体験インターンシップや、現地研修、農業者との意見交換会等を実施する。	—	951
	森林整備課	秋田の高校生林業体験事業	今後更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内の高校生を対象として、高性能林業機械操作等体験学習を行い、高校新卒者の就業増加を図る。 令和元年度は県内3か所で23人が参加し、うち1人が林業事業体に就職した。	1,434	1,915
	高校教育課	インターンシップ推進事業(再掲)	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。 令和元年度は県立・公立高校において4,412名が参加し、延べ1,790事業所で活動を行った。(参加率は64.6%)	299	839
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	人材確保推進員配置事業(令和元年度：働き方改革推進員配置事業)	県内各地域振興局(秋田を除く)と雇用労働政策課に各1名計8名の8名の人材確保推進員を配置し、個別事業所訪問により、働き方改革の普及啓発や情報提供、Aターン求人等の開拓、若年者の早期求人要請等を行う。 (令和元年度実績：事業所訪問件数 3,060件、働き方改革に係る情報提供 6,929件、Aターン事業に関する活動1,418件 等)	14,186	18,985
	移住・定住促進課	高校生県内就職率UP事業(再掲)	高校生が地元企業に目を向け、県内就職への意識付けをするため、県内全高校の1年生、教員、保護者を対象とし、職場見学と経営者講話等を行う。 また、高校生が進路志望を決定する前に、多くの県内企業情報を収集する機会を提供するため、高校2年生、教員を対象に、各地域振興局で企業説明会を開催する	9,015	10,169
	高校教育課	就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、29人の就職支援員を配置する。	55,475	64,908
	高校教育課	職場定着支援員配置事業	就職支援員のとりまとめ役となり、地域ごとに職場定着等を目指した各種事業を推進するため、県立高等学校に4人の職場定着支援員を配置する。	8,936	10,610
	高校教育課	将来設計支援事業	高校生の県内就職率の向上や大学卒業後の県内就職者の増加を図るため、キャリア探究アドバイザー3名を配置し、地域企業や地域人材等の発掘、地域資源の活用などの取組を行う。	15,428	7,212
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	移住・定住促進課	多子世帯向け奨学金貸与事業	子ども3人以上の多子世帯の大学生・短大生に対して奨学金を貸与する。 (令和元年度実績：81人)	171,328	196,903

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	ひきこもり対策の推進	次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点に、地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とし就業等に向けた支援を行う。 令和元年度は、地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、113人の若者の進路決定を支援した。	8,160	7,180
		高校教育課	就職支援員による相談	高校卒業後、離職した者に対し、就職支援員が中心となって進路等の相談に応じたり、就職に必要な知識・技能を習得する場を紹介するなどの支援を行う。	—	—
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業 (再掲)	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4か所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内8か所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	45,348	45,348
		障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。 相談支援機能強化のため、令和元年度は18市町に補助金を交付した。令和2年度は15市町に補助金を交付予定。	25,972	27,363
		障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにおいて行う。 令和元年度は相談支援ネットワーク委員会を2回、職員研修会を2回開催した。	2,148	2,243
		特別支援教育課	特別支援学校実践的職業教育推進事業(令和元年度:特別支援学校就労・職場定着促進事業)	特別支援学校卒業生の職場定着を図るため、職場定着支援員による定期的な職場訪問、関係機関との連携による学校からの移行支援を実施し、事業所の理解啓発を進め、職場定着の促進を図る。 令和元年度の職場開拓員による開拓事業所は前年度より49か所増加し、208か所となった。そのうち、実習受入可能事業所が131か所、雇用相談可能事業所が29か所となっている。	2,890	3,887
③	発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) (令和元年度相談件数2,277件)	—	—
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業 (再掲)	令和元年度は高等学校への特別支援隊による巡回相談を実施し、県北地区は10校64件、県央地区は17校31件、県南地区は36校128件の相談があった。	1,575	1,829

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	健全育成運動の推進	次世代・女性活躍支援課	あきた家族ふれあいサンサンデーの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを図る。	—	—
②	非行防止活動の促進	次世代・女性活躍支援課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を3回開催し、諮問図書有害指定、優良図書等の推奨を行う。また、書店などへ立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う。	3,502	4,224
		生涯学習課	大人が支える!インターネットセーフティの推進 (再掲)	社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」を、民間等との協働により、複数の取組方策で推進する。 令和元年度は、ネットパトロール、啓発講座(22市町村において118回)、うまホキャンプ(ネット依存傾向にある児童生徒を対象にしたキャンプを2回)を実施した。	6,191	6,806
		県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業 (再掲)	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。また、各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。 令和元年度は情報モラル教室等を324回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を145回、学校における非行・犯罪被害防止教室を534回実施するなどした。	432	442
		県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。また、各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。 令和元年度は、学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を705回実施した。	12,079	16,173
県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業 (再掲)	情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室や、関係機関団体と連携した非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行うほか、巡回活動、情報発信活動を推進する。 令和元年度は、学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を122回実施したほか、駅や繁華街等における巡回活動を34,715回実施するなどした。	36,823	21,552		

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚や犯罪防止の自主的な活動の推進を図るため、情報誌「いかのおすし通信」の発行(年3回)や優良な自主防犯活動団体の表彰を行う。 ・JKビジネス防止に向けた啓発ポスターを庁舎内に掲示し、広報啓発を図る。 ・地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図るため、関係機関と連携し「子ども110番の家」活動の充実を図る。 ・安全安心なまちづくり担当者会議を開催し、下校時の見守り活動の展開と各地域における自主防犯活動団体の活動活性化について連携を進める。 ・犯罪被害者等の支援に対する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行う。 	4,538	8,878
	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。また、警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。 令和元年度は情報モラル教室等を324回、フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を132回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を145回実施した。	432	442
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 令和元年度は学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室等を705回実施した。	12,079	16,173
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の情報モラル教室を開催するほか、フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 令和元年度は、学校等において、情報モラル教室を含む非行・犯罪被害防止教室を122回実施するなどした。	36,823	21,552
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」や、大学生少年サポーターによる学習支援活動を推進するほか、少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を実施した。 令和元年度は、大学生少年サポーターによる学習支援を11人に対し実施(延べ11回)するなどした。	432	442
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	12,079	16,173
	県警少年女性安全課	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	36,823	21,552

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者を対象として、就職のために必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。(3技術専門学校11科(自動車整備科、メカトロニクス科、建築施工科など) (令和元年度の対象:1年生115人、2年生110人)	20,169	19,604
	雇用労働政策課	若年者委託訓練	若年求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3か月)と企業等での実習(1か月)を組み合わせさせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施する。(医療事務科2コース・パソコンビジネス科1コース) (令和元年度受講者23人)	6,894	12,518
	農林政策課	新規就農総合対策事業 (未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。 令和元年度は新規就農に向けた技術習得研修(フロンティア育成研修等)を実施し、72人が農業試験場等において実践的な栽培技術等を身に付けた。	26,178	32,292
	農林政策課	ウェルカム秋田!移住就業応援事業	県外からの移住就業を促進するため、本県農林水産業の魅力を発信するとともに、首都圏でセミナー等を開催する。また、移住希望者を対象に技術習得等のためのトライアル研修を実施する。 令和元年度は、移住就業希望者8人を対象に、農業法人インターンシップ研修を実施したほか、移住就業者の営農開始に係る初期投資を軽減するため、移住就業者8人に対し機械・施設等を無償貸与した。	51,038	37,202
	水産漁港課	秋田の漁業人材育成総合対策事業	「あきた漁業スクール」を設置して、漁業の担い手の掘り起こしや技術習得に向けた基礎研修を行うほか、自営や雇用での実践研修の支援及び就業後のフォローアップを実施する。 令和元年度は6人が受講し、3人が新たに就業した。	28,758	42,672
② 県内定住に向けた支援	移住・定住促進課	移住総合推進事業	首都圏相談窓口と関係機関が一貫して相談支援をするため新たに構築した「移住サポートシステム」を活用し、移住者団体のネットワーク化や首都圏の秋田ファンへの拡大に向けた情報発信を行い、移住者が移住者と呼び込む好循環の創出に取り組む。	91,132	71,242
	移住・定住促進課	県内就職者奨学金返還助成事業	奨学金返還助成制度の認定や交付事務を行うほか、県内外大学等に対して制度の周知等を行う。令和元年度は579人を認定した。	114,503	167,529

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
② 県内定住に向けた支援	移住・定住促進課	「秋田GO! ENアプリ」就活応援事業	秋田での就職や定住につながる情報をダイレクトに発信するとともに、県主催イベント等に参加する学生や県外在住者に「ポイント」を付与し、県内就職後に「ポイント」に応じ優待サービスを提供する。 (令和元年度のアプリ登録者数は574人)	1,476	869
	移住・定住促進課	県内回帰意識醸成事業	大学生等を対象に、業界研究セミナー(2回)や企業見学バスツアー(2回)を行い、秋田への回帰・定着を意識させるとともに、大学生を子に持つ親を対象とした就職サポート講座(1回)を開催し、県内企業への理解を深め県内就職に向けた親の意識醸成を図った。令和元年度で終了。	7,155	—
	移住・定住促進課	学生向けインターンシップ促進事業	学生と受入企業をマッチングする「アキタインターンシップセンター」を設置・運営し、インターンシップによる大学生等の県内定着に向けた意識醸成を促進した。 令和元年度は、企業15社において学生19人を受け入れた。令和元年度で終了。	4,586	—
	移住・定住促進課	インターンシップ受入強化事業	インターンシップによる大学生等の県内定着に向けた意識醸成を促進するため、県就活情報サイト「こつちやけ」内に、サイトからインターンシップの申込みができる新たなマッチング機能を構築する。	—	2,714
	移住・定住促進課	首都圏新卒者向け県内就職促進事業	東京事務所に「あきた学生就活サポーター」2名を配置し、首都圏の県出身学生等に対し就職支援情報等を提供するほか、県内外学生への県内企業等の情報発信強化に向け、秋田県就活情報総合誌を作成・配布する。 令和元年度はあきた学生就活サポーターが延べ903人の学生からの相談に応じたほか、就活情報総合誌4千部を作成して配布した。	15,466	13,956
	移住・定住促進課	合同就職説明会等開催事業	学生の職業観の育成や学生と県内企業のマッチングを図るため、大学、短大、専修学校等の学生と県内企業が一堂に会する説明会(3回)や面接会(2回)等を実施した。(令和元年度で終了)	2,124	—
	移住・定住促進課	あきた女子活応援サポート事業	女子学生の秋田でのキャリアプランの意識を醸成するため、女子学生を対象に県内企業で活躍する女子社員「あきた女子活応援サポーター」との交流会を実施する。(令和元年度は6回開催)	4,115	5,479
	移住・定住促進課	学生と保護者に向けた県内就職情報発信強化事業	学生及び保護者の県内就職への意識を醸成するため、県内就職情報誌を作成・配付し、県内企業の就労環境や魅力、若者への期待感など経営者の思いを伝え、親子で県内就職を考える機会を提供する。 令和元年度は大学2・3年生7,899人、高校3年生5,895人に対して配布した。	4,153	3,980
	移住・定住促進課	大学生のマッチング機会拡大事業	学生と県内企業のマッチングを図るため、大学、短大、専修学校等の学生と県内企業が一堂に会する説明会等を開催するとともに、首都圏や東北等の大学生を対象とした業界研究セミナーを大学キャンパス等を会場に開催する。	—	8,925
	移住・定住促進課	Aターン就職促進事業	「あきた移住・就業フェア」の開催等により、Aターン希望者と県内企業とのマッチング機会を提供するとともに、東京圏からマッチング支援対象企業に就職し移住就業した者に対して市町村と共同で移住支援金を支給するなどしてAターン就職の促進を図る。	20,974	104,001
雇用労働政策課	キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対し個別カウンセリング等により就職決定から就職後のフォローを含めた相談を行う等、若年者ワンストップサービスセンターとしてのサービスを提供するとともに、求職者セミナーや若年従業員の指導担当者等に職場定着セミナーを実施する。 (令和元年度実績：専門的相談対応件数 5,541件、就職支援プログラムの作成957名(うち493名 51.5%が就職)等)	33,848	34,004	
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	起業家に対して初期投資費用や人件費の一部を助成し、県内各地で優れた起業の創出を促進する。 (令和元年度実績：起業支援事業費補助金 通常枠6件、Aターン起業・移住起業枠9件、地域課題解決枠7件)	31,804	44,154
	商業貿易課	起業家育成事業	高校生や大学生を対象に起業家意識を醸成するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催する。 (令和元年度実績：高校生等起業体験(横手・湯沢地区、参加者29名)、起業スキル習得塾(7か所、計9回、参加者187名))	4,113	3,660
	商業貿易課	女性・若者等創業意識醸成事業	(公財)あきた企業活性化センターが実施する起業家交流フェスタを通じ、起業家の掘り起こしやロールモデルの育成支援、先輩起業家の顕彰・交流会の開催、情報発信等により、県内の女性・若者の創業意識の醸成を図る。	1,350	1,350

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
① 社会人の学習機会の提供	生涯学習課	あきたスマートカレッジ事業	県民が現代的課題や地域課題を学ぶとともに、秋田のよさを知り、行動の原動力になるような学びの機会を提供する。 令和元年度は全95回の講座を実施し、3,065名が参加した。	1,517	1,587
② 高等教育機関による学びの機会の提供	高等教育支援室	カレッジプラザ運営事業	県内大学など高等教育機関が有する教育研究資源を活用した多様な教育機会を県民に提供するため、拠点施設であるカレッジプラザを管理・運営する。 令和元年度は大学コンソーシアムあきた主催事業(高大連携授業等)、県内高等教育機関主催事業(公開講座、講演会、研究会等)などが開催され、延べ1,131回・28,953人の利用があった。	5,775	6,821

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	温暖化対策課	エコマイスター協議会支援事業	地域の環境保全活動のリーダーである「あきたエコマイスター」の活動促進のため、あきたエコマイスター県北・県央・県南協議会に対し、環境に関する講演会や施設見学の実施等の事業を委託する。	769	811
	温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業(再掲)	環境に関する学習会への講師派遣や施設見学受入れを実施する企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録することで、県民等の環境学習機会の充実・拡大につなげ、地域での環境保全活動の活性化を図る。令和元年度は、支援内容をまとめたDVD及び冊子を配布し、県民、学校及び地域団体等に情報提供した。	1,690	—
	温暖化対策課	環境あきた県民塾	地球温暖化やごみ問題など、環境をテーマにした講座を開催し、地域の環境活動の担い手となる人材(あきたエコマイスター)を育成する。あきたエコマイスターの活動等を情報発信(年2回)。令和元年度は体験分野を含む9講座を実施し、51名が受講、26名が修了した。	1,059	1,569
	温暖化対策課	あきたエコマイスターNEWSの発信	令和元年度は、「あきたエコマイスターNEWS」を年2回(7月、2月)、各4000部発行した。令和2年度から、上記「環境あきた県民塾」と統合している。	521	—
	温暖化対策課	地域の環境活動支援事業(令和元年度は「環境の達人」の地域派遣事業)(再掲)	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全・環境放射能に関する知識の普及を図る。令和元年度は47回、講師を派遣した。	979	987
	温暖化対策課	環境大賞(再掲)	環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人または団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、環境保全に関する自主的な取組を促す。令和元年度は応募のあった中から5団体を知事表彰した。	151	287
	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル(再掲)	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすることを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。なお、令和元年度は秋田駅前アゴラ広場・買物広場大屋根下において8月31日(土)～9月1日(日)の2日間開催し、約3万4千人の来場者があった。	3,000	3,600
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業(再掲)	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。また、随時、工作体験等を行える環境を整える。令和元年度は、定期自然観察会を14回開催し、368名の参加があった。	6,427	6,546
	自然保護課	自然ふれあい施設管理事業(再掲)	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,793	6,919
	自然保護課	白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援(再掲)	世界遺産センター(藤里館)において自然観察会、教育機関における自然保護活動及び環境学習支援を行う。令和元年度は自然観察会を10回開催し、140名の参加があった。	2,000	2,000

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域づくり推進課 あきた協働のまちづくり推進事業	ボランティア・NPO活動に関する相談対応や情報発信などの支援を行うほか、県民主体の地域づくり活動に向けた支援を行う。令和元年度はコミュニティビジネス普及拡大支援事業による支援を5件、「つながる秋田」地域協働推進事業による支援を5件実施したほか、地域づくり、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる地域活力発見フェスタを開催し、県民の社会貢献活動の参加促進を図った。	16,638	26,127
②	若者文化への支援	文化振興課 アーツARTSあきた	本県における次代のアートシーンを担う人材育成につなげるため、若手アーティストが企画し、実施する展覧会等の開催等を支援する。令和元年度は、本県で活躍する新進気鋭のアーティストによる絵画、彫刻、書道、工芸分野の美術展覧会を実施し、出展アーティスト14組が参加し、758人が来場した。また、展覧会等での発表を希望する若手アーティストを募り、アーティスト3名の活動を支援し、1,061人が来場した。	983	1,400

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
③	地域で主体的に行動する若者の育成・支援	地域づくり推進課	若者チャレンジ応援事業	次代を担う若者の夢の実現に向けた挑戦を支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気を創出するとともに、県内定着・ふるさと回帰につなげる。 令和元年度は68件の応募の中から9件を採択し、専門家の助言等により、夢の実現に向けた伴走支援を実施した。	16,474	31,424
		地域づくり推進課	若者と地域をつなぐプロジェクト事業	高校生等が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若いうちから地域と主体的に関わる機会を創出することで、地域への理解や愛着を深め、若者の県内定着やふるさと回帰につなげる。 令和元年度は10件の活動に対し、経費を支援した。	3,245	3,247
		地域づくり推進課	若者活躍プラットフォーム構築事業	若者の地域活性化に向けた想いや活動アイデアを実現するための環境を整備し、若い世代が主体となった地域づくり活動の創出や地域活性化を促進する。	—	4,529
		生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	主に、高校生や青少年団体等を対象に、様々な課題を解決するための手法や議論の過程を可視化する手法を学ぶ研修事業・交流事業を行い、青少年の思考力を向上させたり、身近な問題を解決したりする能力の育成を図る。 （令和元年度実績）小学生のうちから英語に親しむための「イングリッシュキッズプロジェクト」に25校43名が参加、選挙権年齢の引き下げに対応した「高校生のための主権者セミナー」には18校46名が参加するなど、時代の変化に対応した事業を実施し、若者の主体性の育成を図った。	1,510	3,187

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
①	出会いと結婚への支援	次世代・女性活躍支援課	あきた出会い・マッチング支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング（お見合い）事業の強化、出会いイベント開催支援、地域における結婚支援の活性化の為に、企業と自治体等が連携した取組を行うことにより、出会い・結婚支援の促進を図る。 令和元年度は、同センターのマッチングシステムをリニューアルし、利便性を高めた。	46,616	23,330
		次世代・女性活躍支援課	結婚に希望をもてる社会づくり推進事業	結婚支援センターや結婚応援パスポートの周知・広報を重点的に実施するとともに、結婚につながる出会いイベントを主催する民間企業・団体に対し、独身男女の志向やニーズに対応したイベントの企画・運営方法等を習得するセミナー等を開催する。 また、従業員の出会い・交流を応援する企業同士の交流会の開催を促進するため、企業訪問による企業間のマッチング支援等を行う。	—	19,040
②	企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細やかな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 令和元年度は、女性活躍・両立支援推進員による企業訪問を通じた普及啓発を行ったほか、行動計画策定企業に対して指導・助言するアドバイザーを派遣した（企業訪問1,491社、派遣件数134社）。	23,896	22,870
		次世代・女性活躍支援課	ワーク・ライフ・バランス促進事業（再掲）	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、リーフレットの配付等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全県的な気運を醸成する。 令和元年度は全戸配付の県広報誌「あきたびじょん」を活用した県民向けの意識啓発を行うとともに、県ウェブサイト「あきた女性の活躍応援ネット」への優良な取組事例の掲載（10件）や、それらの事例をまとめたリーフレット（32,000部）の配布等により、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的な企業等の実践例を周知した。	2,018	1,419
③	企業における独身従業員の結婚支援の促進	次世代・女性活躍支援課	結婚に希望をもてる社会づくり推進事業（再掲）	従業員の出会い・交流を応援する企業同士の交流会の開催を促進するため、企業訪問による企業間のマッチング支援等を行う。	—	19,040
④	ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組	仕事と生活の調和が取れた職場づくりや女性の能力の活用などに取り組む企業と協定を結び、こうした企業を広報・支援することで働く場の男女共同参画を促進する。「あきた女性の活躍応援ネット」による情報提供のほか、各種セミナーの開催時や「あきた女性活躍・両立支援センター」における企業訪問等による制度周知により、前年度から36事業所が増加し、令和元年度末累計で505事業所となっている。	—	—
		次世代・女性活躍支援課	男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業（再掲）	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細やかな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 令和元年度は、女性活躍・両立支援推進員による企業訪問を通じた普及啓発を行ったほか、行動計画策定企業に対して指導・助言するアドバイザーを派遣した（企業訪問1,491社、派遣件数134社）。	23,896	22,870
		次世代・女性活躍支援課	女性活躍・定着促進企業応援事業	女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、優良モデルを全県に普及拡大する。 令和元年度は、経営者向け意識啓発セミナー（75社参加）や実践講座（3回、35社参加）を開催し、女性活躍の取組を普及啓発するとともに、女性活躍のモデルとなる企業を選定した（4社）。	2,376	3,791

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)
④	ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	次世代・女性活躍支援課 ワーク・ライフ・バランス促進事業(再掲)	男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できる社会を目指し、リーフレットの配付等により、ワーク・ライフ・バランス実践の全県的な気運を醸成する。 令和元年度は全戸配付の県広報誌「あきたびじょん」を活用した県民向けの意識啓発を行うとともに、県ウェブサイト「あきた女性の活躍応援ネット」への優良な取組事例の掲載(10件)や、それらの事例をまとめたリーフレット(32,000部)の配布等により、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的な企業等の実践例を周知した。	2,018	1,419

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	R元決算額 (千円)	R2予算額 (千円)	
①	若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施する。令和元年度は延べ4,531人の相談に対応した。	752	1,019
		障害福祉課	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する(年1回)。	271	328
		次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業(再掲)	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点に、地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とし就業等に向けた支援を行う。 令和元年度は、地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、113人の若者の進路決定を支援した。	8,160	7,180
		生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	引きこもりがちだったり、対人関係が苦手だったりする青少年を対象に、「なまはげキャンプ」の実施や「ゆうスペースAKITA」(青少年の居場所)の開設による体験活動やコミュニケーショントレーニングを通じて、社会参画を目指すきっかけを提供し、自立を支援する。 (令和元年度実績)「なまはげキャンプ」への参加は2名と少なかったが、青少年の居場所を提供する「ゆうスペース」は、年間延べ23名が利用した。ボランティア団体「スマイル」と連携し、定期的に相談活動や行事を実施するなど、今後も継続的に若者の自立に向けた事業の提供を行っていく。	177	500
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業(再掲)	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにおいて行う。 令和元年度は相談支援ネットワーク委員会を2回、職員研修会を2回開催した。	2,148	2,243
		障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業(再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) (令和元年度相談件数2,277件)	-	-
③	ひきこもり対策の推進	障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援機関等からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実を図り、ひきこもり状態にある人やその家族の支援を行う。 令和元年度は、ひきこもり相談支援センターにおいて電話・面接相談が746件あった。また、相談支援機関等からなる連絡協議会を県内3地区で実施し、85名の参加があった。	10,310	13,737
④	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業	企業や職域団体向けに企業向け心はればれゲートキーパー養成講座を実施する。	-	188

第2部 子ども・若者を取り巻く状況

第1章 子ども・若者人口

1 秋田県子ども・若者（0～39歳）の現状と推移

平成27年10月1日（国勢調査基準日）現在の秋田県総人口は1,023,119人（男480,336人、女542,783人）で、このうち子ども・若者人口は（0～39歳まで）323,643人であり、県総人口の31.6%を占めている。

子ども・若者人口は、40年前の昭和50年には、726,558人だったが、それと比較すると402,915人（55.5%）減少しており、当時の半分以下であり大幅な減少となっている。

また、10年前の平成17年（431,157人）と比較すると、子ども・若者人口は107,514人（24.9%）減となっており、減少が続いている。

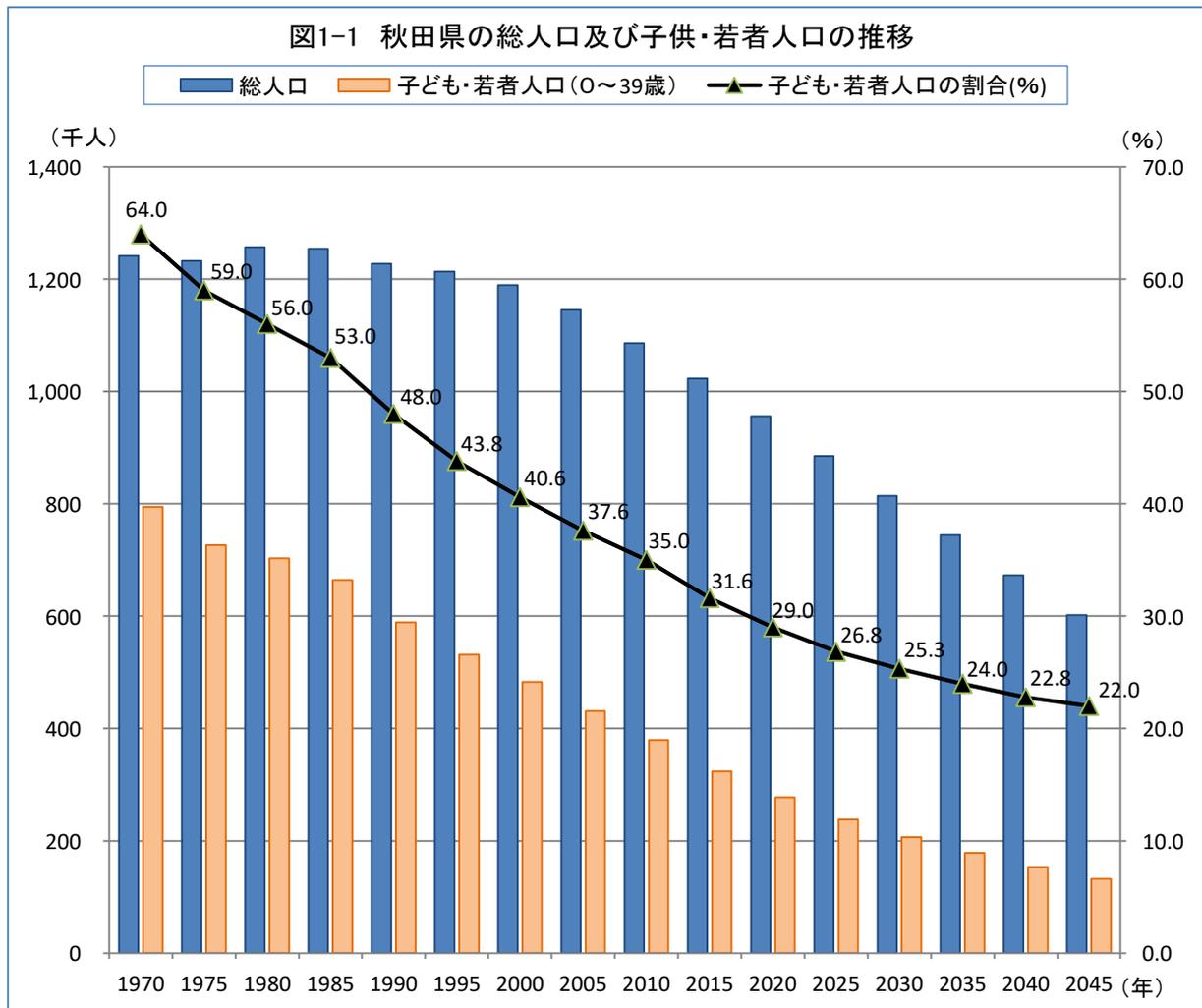
表1-1 秋田県の総人口と子ども・若者人口（0～39歳）の推移

和暦 (年)	西暦 (年)	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	子ども・若者人口 (人)	子ども・若者人口 の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,119	480,336	542,783	388,560	323,643	31.6
令和2年	2020	955,838	449,285	506,553	-	277,244	29.0
令和7年	2025	885,285	416,896	468,389	-	237,622	26.8
令和12年	2030	814,295	384,149	430,146	-	206,231	25.3
令和17年	2035	744,014	351,052	392,962	-	178,483	24.0
令和22年	2040	672,617	317,141	355,476	-	153,255	22.8
令和27年	2045	601,649	284,207	317,442	-	132,293	22.0

《資料》総務省：国勢調査（昭和5年～平成27年）

国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口※（平成32年～令和22年）

※平成30年3月公表



2 秋田県の市町村別5歳階級別人口（0～39歳）

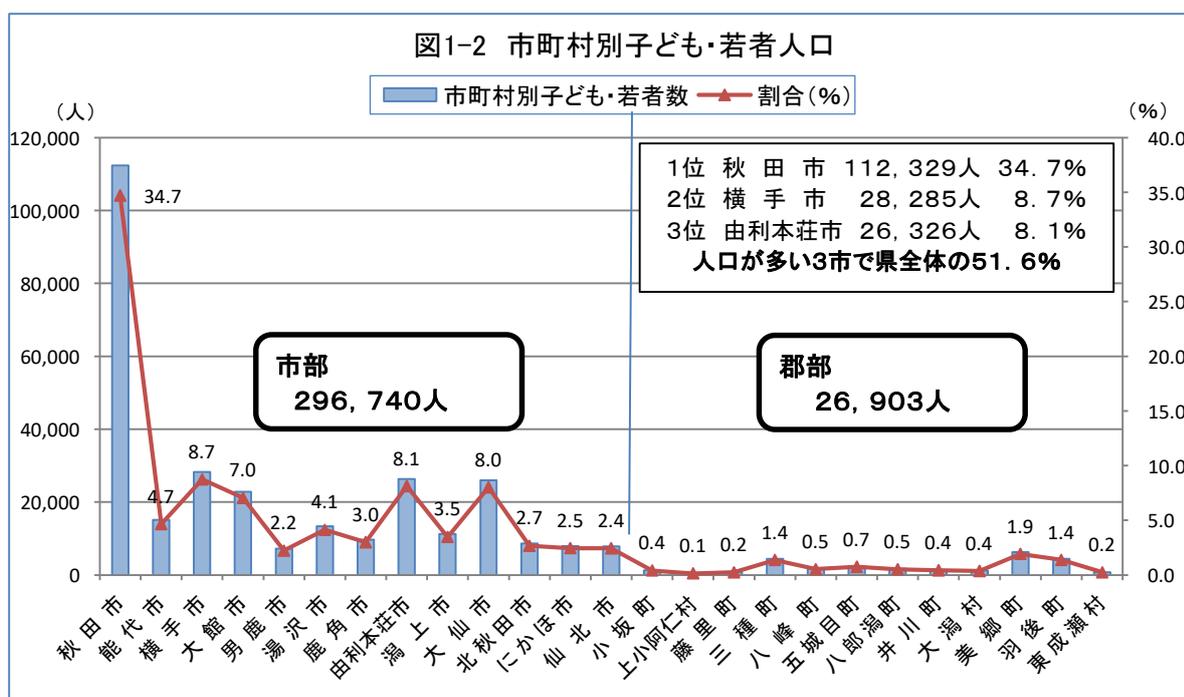
平成27年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く112,329人（県全体の34.7%）、次いで横手市28,285人（同8.7%）、由利本荘市26,326人（同8.1%）となっている。

さらに市部・郡部に分けると、市部では296,740人、郡部では26,903人となり、市部で県全体の91.7%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

表1-2 市町村別年齢5歳階級別人口

	0～4歳	5～10歳	11～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	合計 (人)	割合 (%)
秋 田 県 計	30,148	35,693	40,200	41,948	32,642	37,798	47,415	57,799	323,643	100.0
市 部 計	27,803	32,712	36,536	38,325	30,143	34,623	43,498	53,100	296,740	91.7
郡 部 計	2,345	2,981	3,664	3,623	2,499	3,175	3,917	4,699	26,903	8.3
秋 田 市	10,494	11,731	12,691	14,662	13,652	13,413	15,907	19,779	112,329	34.7
能 代 市	1,258	1,739	2,061	2,050	1,226	1,656	2,237	2,860	15,087	4.7
横 手 市	2,798	3,294	3,713	3,467	2,159	3,298	4,420	5,136	28,285	8.7
大 館 市	2,141	2,599	2,907	2,930	2,139	2,607	3,384	4,099	22,806	7.0
男 鹿 市	609	730	867	931	731	813	1,156	1,361	7,198	2.2
湯 沢 市	1,241	1,446	1,820	1,814	1,142	1,529	1,988	2,361	13,341	4.1
鹿 角 市	985	1,184	1,270	1,239	859	1,018	1,375	1,777	9,707	3.0
由利本荘市	2,423	2,970	3,158	3,438	2,767	3,117	3,952	4,501	26,326	8.1
潟 上 市	1,016	1,215	1,489	1,477	1,216	1,244	1,545	2,057	11,259	3.5
大 仙 市	2,531	2,989	3,205	3,132	2,261	3,134	3,988	4,718	25,958	8.0
北 秋 田 市	795	986	1,151	1,175	739	983	1,210	1,579	8,618	2.7
にかほ市	773	893	1,139	1,039	609	925	1,144	1,411	7,933	2.5
仙 北 市	739	936	1,065	971	643	886	1,192	1,461	7,893	2.4
小 坂 町	108	150	219	176	115	150	174	219	1,311	0.4
上小阿仁村	38	46	57	64	50	44	66	94	459	0.1
藤 里 町	72	89	108	109	60	87	116	144	785	0.2
三 種 町	375	493	585	613	425	517	658	768	4,434	1.4
八 峰 町	127	198	265	254	136	182	240	319	1,721	0.5
五 城 目 町	224	221	311	318	251	301	374	421	2,421	0.7
八 郎 潟 町	146	186	234	213	149	212	277	274	1,691	0.5
井 川 町	100	150	211	213	152	154	164	255	1,399	0.4
大 潟 村	118	143	168	210	206	74	117	158	1,194	0.4
美 郷 町	557	709	828	751	542	786	922	1,147	6,242	1.9
羽 後 町	411	513	565	595	362	577	680	766	4,469	1.4
東 成 瀬 村	69	83	113	107	51	91	129	134	777	0.2

《資料》総務省：平成27年国勢調査



第2章 子ども・若者の教育

※本文及び表中の数値（「教員1人あたり児童数・生徒数・在学者数」を除く）は、令和2年度学校基本調査（文部科学省）による。

1 学校教育について

(1) 小学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり児童数は12.6人となっている。

表2-1 学校数、学級数、児童数、教職員数(小学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 児童数(人)
令和元年度	195	2,101	41,381	3,248	922	12.7
令和2年度	191	2,074	40,192	3,193	858	12.6
対前年度増減数(人)	△ 4	△ 27	△ 1,189	△ 55	△ 64	△ 0.2
対前年度増減率(%)	△ 2.1	△ 1.3	△ 2.9	△ 1.7	△ 6.9	△ 1.2

(2) 中学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり生徒数は10.2人となっている。

表2-2 学校数、学級数、生徒数、教職員数(中学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和元年度	114	1,007	22,634	2,225	501	10.2
令和2年度	112	993	22,182	2,185	462	10.2
対前年度増減数(人)	△ 2	△ 14	△ 452	△ 40	△ 39	△ 0.0
対前年度増減率(%)	△ 1.8	△ 1.4	△ 2.0	△ 1.8	△ 7.8	△ 0.2

(3) 高等学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動ないが、生徒数以降の全ての項目で減少しており、教員1人当たりの生徒数は10.9人となっている。

表2-3 学校数、学級数、生徒数、教職員数(高等学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和元年度	54	662	23,102	2,086	449	11.1
令和2年度	54	643	22,266	2,047	440	10.9
対前年度増減数(人)	0	△ 19	△ 836	△ 39	△ 9	△ 0.2
対前年度増減率(%)	0.0	△ 2.9	△ 3.6	△ 1.9	△ 2.0	△ 1.8

(4) 特別支援学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動ないが、学級数、在学者数及び職員数（本務者）は減少し、教員数（本務者）は増加している。教員1人当たりの在学者数は昨年度と同数の1.4人となっている。

表2-4 学校数、学級数、児童・在学者数、教職員数(特別支援学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	在学者数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 在学者数(人)
令和元年度	15	387	1,312	939	198	1.4
令和2年度	15	384	1,291	938	199	1.4
対前年度増減数(人)	0	△ 3	△ 21	△ 1	1	△ 0.0
対前年度増減率(%)	0.0	△ 0.8	△ 1.6	△ 0.1	0.5	△ 1.5

2 児童・生徒数の推移

10年前の数値と比較すると、小学校で12,311人、中学校で7,229人、高等学校で7,782人減少している一方で、特別支援学校においては、85人増加している。

表2-5 児童・生徒数の推移

単位：人

年度 学校	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	52,503	51,129	49,468	48,249	46,982	45,882	44,909	43,795	42,670	41,381	40,192
中学校	29,411	28,739	28,084	27,154	26,437	25,486	24,714	23,894	23,034	22,634	22,182
高等学校	30,048	29,264	28,724	27,662	26,926	26,299	25,530	24,818	23,947	23,102	22,266
特別支援学校	1,206	1,254	1,272	1,297	1,317	1,314	1,316	1,288	1,280	1,312	1,291

3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

(1) 中学校

令和2年3月に卒業した7,760人のうち、
 高等学校等に進学した者は7,659人となり、前年度より106人減少している。
 専修学校等に進学した者は63人となり、前年度より4人増加している。
 就職者は4人となり、前年度より2人減少している。

表2-6 中学校卒業後の進路状況

	平成28年3月卒		平成29年3月卒		平成30年3月卒		平成31年3月卒		令和2年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)								
高校等進学者	8,617	99.1	8,489	99.1	8,089	99.0	7,765	98.8	7,659	98.7
専修学校等	31	0.4	24	0.3	51	0.6	59	0.8	63	0.8
就職者(※)	9	0.1	10	0.1	3	0.0	6	0.1	4	0.1
上記以外の者等	38	0.4	47	0.5	28	0.3	26	0.3	34	0.4
卒業者合計	8,695	100.0	8,570	100.0	8,171	100.0	7,856	100.0	7,760	100.0
(他県への進学者)	124	-	114	-	126	-	147	-	123	-

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
 ②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

(2) 高等学校

令和2年3月に卒業した7,814人のうち、
 大学等進学者は3,513人となり、前年度より91人減少している。
 専修学校等に進学した者は1,602人となり、前年度より29人増加している。
 就職者は2,417人となり、前年度より22人増加している。

表2-7 高等学校卒業後の進路状況

	平成28年3月卒		平成29年3月卒		平成30年3月卒		平成31年3月卒		令和2年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)								
大学等進学者	3,879	44.6	3,858	45.3	3,769	45.3	3,604	45.4	3,513	45.0
専修学校等	1,920	22.1	1,764	20.7	1,721	20.7	1,573	19.8	1,602	20.5
就職者(※)	2,587	29.8	2,593	30.4	2,487	29.9	2,395	30.2	2,417	30.9
上記以外の者等	309	3.6	309	3.6	336	4.0	367	4.6	282	3.6
卒業者合計	8,695	100.0	8,524	100.0	8,313	100.0	7,939	100.0	7,814	100.0

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
 ②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

第3章 子ども・若者の健康と安全

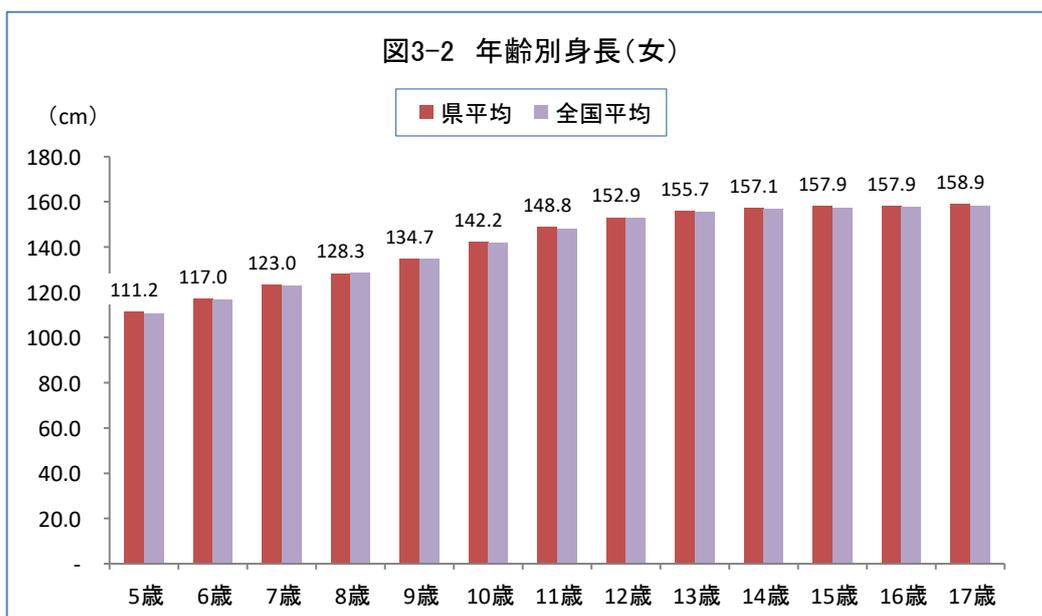
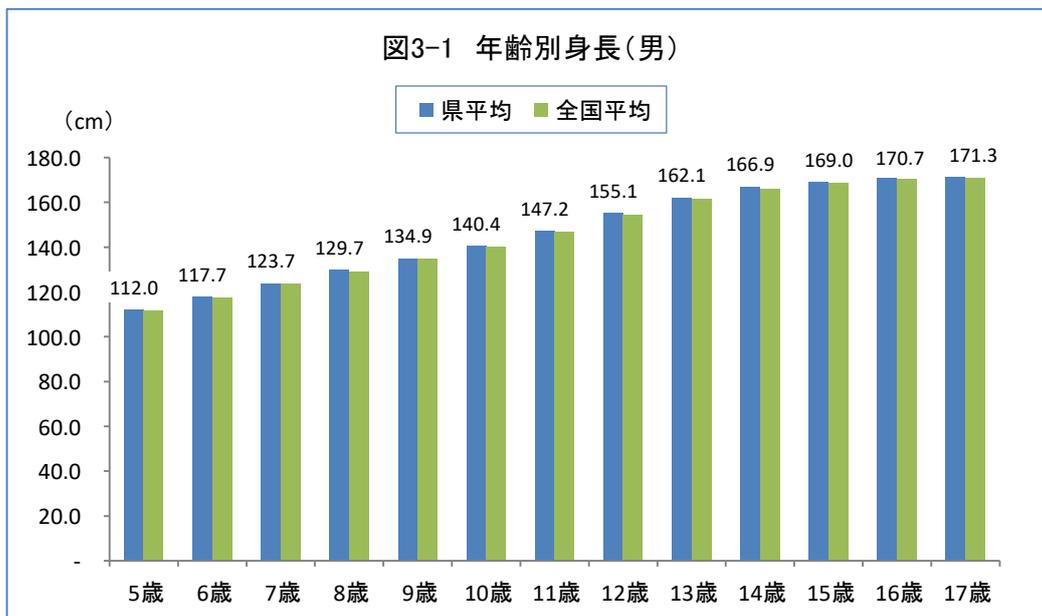
1 発育状態について

※本文及び表中の数値は、全て令和2年度学校保健統計調査（文部科学省）による。

(1) 身長

身長について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

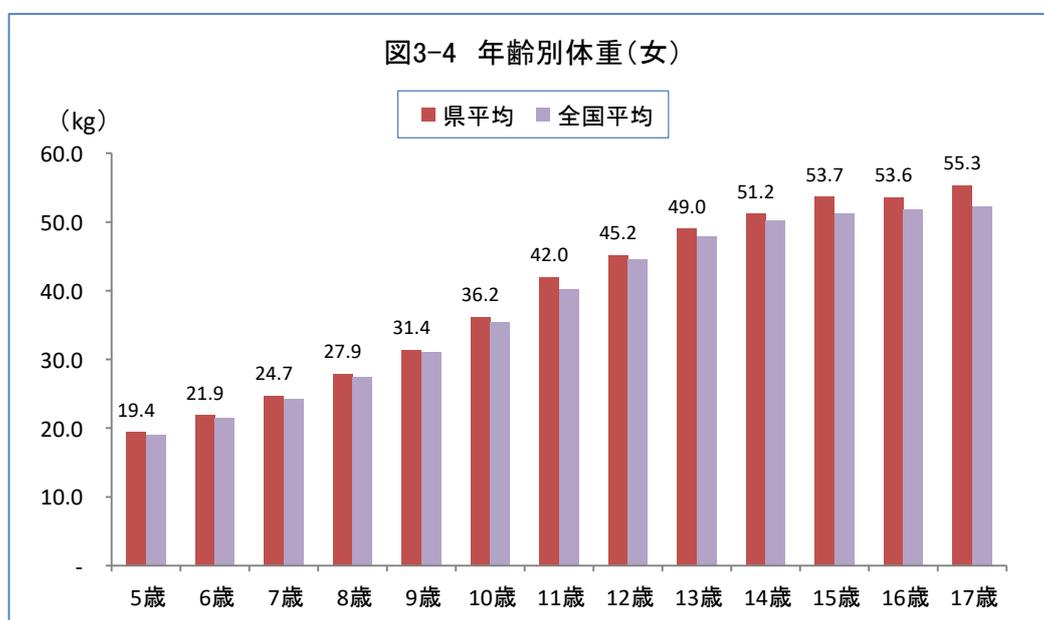
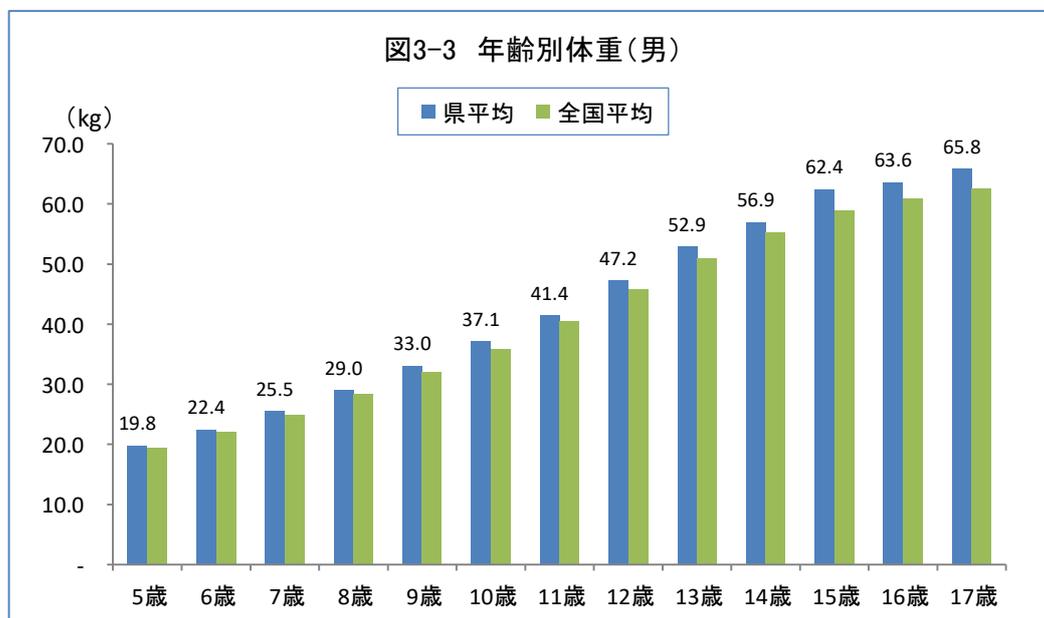
各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で7.9cm、女子が9歳と10歳の間で7.5cmとなっている。



(2) 体重

体重について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で5.8kg、女子が10歳と11歳の間で5.8kgとなっている。



2 交通事故・自殺について

(1) 子ども・若者の交通事故

ア 交通事故の概要

令和2年中の県内の交通事故発生件数は1,377件で、前年と比較して137件(9.0%)の減少、死者数は37人で3人(7.5%)の減少、負傷者数は1,655人で175人(9.6%)の減少となっている。

イ 若年運転者による事故

令和2年の県内の交通事故のうち、若年運転者(16歳以上25歳未満)の起こした事故件数は146件で、前年と比較して12件(7.6%)の減少となっており、全発生件数の10.6%を占めている。死者数は0人で前年と同、負傷者数は201人で7人(3.4%)の減少となり、全負傷者数の12.1%を占めている。

表3-1 県内の交通事故に占める若年運転者(16歳以上25歳未満)による事故

	①令和元年			②令和2年			増減(②-①)		
	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)
県内の交通事故総数	1,514	40	1,830	1,377	37	1,655	△137	△3	△175
うち若年運転者 (総数に占める割合:%)	158 (10.4%)	0 (0.0%)	208 (11.4%)	146 (10.6%)	0 (0.0%)	201 (12.1%)	△12 △0.4P	0 △0.5P	△7 △1.0P

《資料》県警察本部調べ

(2) 子ども・若者の運転免許人口

令和2年12月末現在の県内の運転免許人口は658,751人で、前年と比較して5,838人(0.9%)の減少となっている。このうち未成年者(16歳~20歳未満)の運転免許人口は5,968人で、前年と比較して69人(1.1%)の減少となっており、全運転免許人口に占める未成年者の割合は0.91%となっている。

未成年者の運転免許人口及び運転免許人口総数に占める割合は、ともに減少傾向にある。

表3-2 運転免許所有者に占める未成年者の割合

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
運転免許人口総数(人)	681,252	676,391	671,260	664,589	658,751
うち未成年者数(人) (総数に占める割合:%)	6,752 (0.99%)	6,609 (0.98%)	6,321 (0.94%)	6,037 (0.91%)	5,968 (0.91%)

《資料》警察庁:令和2年運転免許統計

(3) 未成年者の自殺

令和2年中の県内における自殺者は193人で、前年と比較して24人（11.1%）の減少となっており、そのうち未成年者（20歳未満）は4人で、全自殺者の2.1%を占めている。

表3-3 全自殺者数に占める未成年者の割合

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自殺者総数(人)	263	245	206	217	193
男	178	173	141	159	136
女	85	72	65	58	57
うち未成年者数(人)	3	6	2	2	4
(総数に占める割合:%)	(1.1%)	(2.4%)	(1.0%)	(0.9%)	(2.1%)
男	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
女	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表

《資料》県警察本部調べ

3 非行少年等の概要

(1) 非行少年数について

令和2年中の県内の非行少年は100人で、前年に比べ6人(5.7%)減少した。このうち、刑法犯の犯罪・触法少年は82人で、非行少年の82.0%を占めている。

表3-4 非行少年数

区 分	年 別	令和元年 (人)	令和2年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		106	100	△ 6	△ 5.7
	うち女子	20	17	△ 3	△ 15.0
ぐ犯少年		1	2	1	100.0
	うち女子	1	0	△ 1	皆減
刑法犯・特別法犯		105	98	△ 7	△ 6.7
	うち女子	19	17	△ 2	△ 10.5
刑 法 犯	小 計	89	82	△ 7	△ 7.9
	うち女子	18	14	△ 4	△ 22.2
	犯罪少年	58	47	△ 11	△ 19.0
	うち女子	11	10	△ 1	△ 9.1
	触法少年	31	35	4	12.9
	うち女子	7	4	△ 3	△ 42.9
特 別 法 犯	小 計	16	16	0	0.0
	うち女子	1	3	2	200.0
	犯罪少年	13	13	0	0.0
	うち女子	1	3	2	200.0
	触法少年	3	3	0	0.0
	うち女子	0	0	0	—

《資料》県警察本部調べ

犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があつてその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法例を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

(2) 罪種別の刑法犯(犯罪・触法)少年について

刑法犯(犯罪・触法)少年を罪種別にみると、窃盗犯が52人で刑法犯少年総数の63.4%を占めており、前年に比べて13人(20.0%)減少した。

表3-5 罪種別刑法犯(犯罪・触法)少年数

区 分		年 別	令和元年 (人)	令和2年 (人)	対前年比増減	
					数(人)	率(%)
刑法犯(犯罪・触法)少年総数			89	82	△ 7	△ 7.9
凶 悪 犯	小 計		1	0	△ 1	皆減
	殺 人		0	0	0	—
	強 盗		0	0	0	—
	放 火		1	0	△ 1	皆減
	強 姦		0	0	0	—
粗 暴 犯	小 計		7	13	6	85.7
	暴 行		3	6	3	100.0
	傷 害		3	6	3	100.0
	脅 迫		1	1	0	0.0
	恐 喝		0	0	0	—
	そ の 他		0	0	0	—
窃盗犯			65	52	△ 13	△ 20.0
	万 引 き		42	38	△ 4	△ 9.5
知 能 犯	小 計		1	3	2	200.0
	詐 欺		1	3	2	200.0
	横 領		0	0	0	—
	偽 造		0	0	0	—
	そ の 他		0	0	0	—
風 俗 犯	小 計		0	0	0	—
	賭 博		0	0	0	—
	わ い せ つ		0	0	0	—
その他			15	14	△ 1	△ 6.7

《資料》県警察本部調べ

(3) 学識別の非行少年について

非行少年を学職別にみると、高校生25人、中学生23人及び小学生23人の順に多く、小・中・高で全体の71.0%を占めている。

表3-6 学識別非行少年数

区 分	年 別	令和元年 (人)	令和2年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		106	100	△ 6	△ 5.7
	学 生・生 徒	80	73	△ 7	△ 8.8
	小 学 生	20	23	3	15.0
	中 学 生	27	23	△ 4	△ 14.8
	高 校 生	31	25	△ 6	△ 19.4
	大 学 生	2	2	0	0.0
	そ の 他	0	0	0	—
有 職 少 年		20	19	△ 1	△ 5.0
無 職 少 年		6	8	2	33.3

《資料》県警察本部調べ

(4) 初発型非行少年について

刑法犯（犯罪・触法）少年82人のうち48人が初発型非行で刑法犯少年の58.5%を占めており、前年に比べて2人（4.0%）減少した。このうち、万引きが38人と最も多く、初発型非行総数の79.2%を占めている。

表3-7 初発型非行数

区 分	年 別	令和元年 (人)	令和2年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
初発型非行少年数		50	48	△ 2	△ 4.0
	窃 盗	47	43	△ 4	△ 8.5
	万引き	42	38	△ 4	△ 9.5
	オートバイ盗	0	0	0	—
	自転車盗	5	5	0	0.0
占有離脱物横領		3	5	2	66.7
刑法犯少年総数		89	82	△ 7	△ 7.9
刑法犯少年に占める割合(%)		56.2	58.5	2.4	

《資料》県警察本部調べ

(5) 学識別の初発型非行少年について

初発型非行少年を学職別にみると、小学生及が15人（前年比1人増）、中学生が15人（前年比3人増）と最も多く、次いで高校生が10人（前年比8人減）となっている。

表3-8 学識別初発型非行少年数

区分 学職別	令和2年(人)					令和 元年 総数 (人)	対前年比増減	
	総数	万引き	オート バイ盗	自転車 盗	占有 離脱物 横領		数 (人)	率 (%)
総数	48	38	0	5	5	50	△ 2	△ 4.0
小学生	15	15				14	1	7.1
中学生	15	14		1		12	3	25.0
高校生	10	6		1	3	18	△ 8	△ 44.4
大学生	2			1	1	2	0	0.0
各種学校生	0					0	0	—
有職少年	4	2		1	1	3	1	33.3
無職少年	2	1		1		1	1	100.0

《資料》県警察本部調べ

(6) 不良行為少年数について

令和2年中に不良行為で補導された少年（不良行為少年）は589人で、前年に比べ24人（4.2%）増加した。行為別にみると、「深夜徘徊」が228人と最も多く、次いで「家出」が83人であった。

表3-9 不良行為少年数

区 分	年 別	令和元年 (人)	令和2年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
不良行為少年総数		565	589	24	4.2
	飲 酒	68	42	△ 26	△ 38.2
	喫 煙	41	75	34	82.9
	薬 物 乱 用	0	1	1	皆増
	粗 暴 行 為	69	79	10	14.5
	刃 物 等 所 持	0	2	2	皆増
	金 品 不 正 要 求	4	1	△ 3	△ 75.0
	金 品 持 ち 出 し	13	10	△ 3	△ 23.1
	性 的 いた ず ら	8	1	△ 7	△ 87.5
	暴 走 行 為	0	4	4	皆増
	家 出	83	83	0	0.0
	無 断 外 泊	5	6	1	20.0
	深 夜 徘 徊	205	228	23	11.2
	怠 学	9	14	5	55.6
	不 健 全 性 的 行 為	28	13	△ 15	△ 53.6
	不 良 交 友	0	0	0	—
	不 健 全 娛 楽	32	30	△ 2	△ 6.3
	そ の 他	0	0	0	—

《資料》県警察本部調べ

(7) 被害防止対策

少年の被害を防止するため、教育庁や警察、健全育成機関・団体などにおいて「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援全国強調月間」のほか、各種会合を通じ、連携を図りながら、広報啓発等の諸活動を実施した。

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和2年度は3回開催され、青少年に優良な図書4冊を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書14冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

表3-10 令和2年度の有害図書類の指定状況 (単位:冊)

種別 \ 指定年月	令和2年7月	令和2年11月	令和3年3月	計
成人グラビア				0
コミック				0
風俗情報誌	1	1	1	3
パソコン雑誌				0
その他	3	4	4	11
合計	4	5	5	14

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部少年女性安全課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、令和2年4月現在、県内に34名が配置されている。

イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設(書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店)に対し、毎月定期的を実施し、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移 (令和3年3月末現在)

区分 年	図書类等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
平成28年	110	121	648	86	22	46	1,033
平成29年	107	120	652	88	20	44	1,031
平成30年	92	114	615	82	20	40	963
令和元年	78	108	589	81	20	37	913
令和2年	78	106	585	78	18	37	902

(3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和3年3月末現在)

地域振興局	年	図書類等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	R元	4	3	20	3	0	0	30
	R2	4	3	19	3	0	0	29
	増減	0	0	△ 1	0	0	0	△ 1
北秋田	R元	19	12	57	7	1	1	97
	R2	19	12	57	7	1	1	97
	増減	0	0	0	0	0	0	0
山本	R元	12	8	43	8	1	1	73
	R2	12	8	41	8	1	1	71
	増減	0	0	△ 2	0	0	0	△ 2
秋田	R元	13	43	242	33	13	22	366
	R2	13	42	238	33	11	22	359
	増減	0	△ 1	△ 4	0	△ 2	0	△ 7
由利	R元	11	8	58	6	0	1	84
	R2	11	8	59	5	0	1	84
	増減	0	0	1	△ 1	0	0	0
仙北	R元	15	17	82	14	5	7	140
	R2	15	17	82	11	5	7	137
	増減	0	0	0	△ 3	0	0	△ 3
平鹿	R元	4	11	57	6	0	4	82
	R2	4	10	59	7	0	4	84
	増減	0	△ 1	2	1	0	0	2
雄勝	R元	0	6	30	4	0	1	41
	R2	0	6	30	4	0	1	41
	増減	0	0	0	0	0	0	0
計	R元	78	108	589	81	20	37	913
	R2	78	106	585	78	18	37	902
	増減	0	△ 2	△ 4	△ 3	△ 2	0	△ 11

第4章 子ども・若者の労働

1 子ども・若者の就業状況

(1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別就職者数

令和2年3月の新規高等学校卒業者7,814人のうち、就職者数は2,413人で、就職率は30.9%となっている。就職者数の内訳を産業別にみると、製造業が832人、公務が307人、卸売業・小売業が244人、建設業が219人となっている。

表4-1 新規高等学校卒業者の就業状況

卒業年月	H27.3卒	H28.3卒	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒
A 卒業者数(人)	8,899	8,695	8,524	8,313	7,939	7,814
B 就職者数(人)※	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395	2,413
C 就職率(%)	29.7%	29.8%	30.4%	29.9%	30.2%	30.9%
産業別就職者数(人)	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395	2,413
農業・林業	47	34	43	28	21	33
漁業	1	7	4	0	3	0
鉱業・採石業、砂利採取業	9	9	5	7	7	17
建設業	312	257	280	258	292	219
製造業	727	805	843	829	803	832
電気・ガス・熱供給・水道業	58	63	65	52	40	45
情報通信業	30	29	35	42	36	39
運輸・郵便業	117	137	126	102	138	122
卸売業・小売業	289	258	277	244	209	244
金融業・保険業	28	36	15	20	13	18
不動産業・物品賃貸業	13	11	3	5	4	19
学術研究・専門・技術サービス業	34	24	23	26	19	22
宿泊業・飲食サービス業	187	190	180	143	124	155
生活関連サービス業、娯楽業	108	89	84	113	65	61
教育・学習支援業	2	2	2	5	1	4
医療・福祉	170	157	144	126	128	107
複合サービス事業	73	72	64	70	69	69
サービス業	146	130	107	133	132	88
公務(他に分類されないもの)	285	275	289	276	282	307
上記以外	5	3	4	9	9	12

《資料》学校基本調査

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含まない。

②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含む。
ため、表2-7(30ページ)の就職者数とは一致しない場合がある。

(2) 新規高等学校卒業者の就職先地域

令和2年3月の新規高等学校卒業者のうち、就職者2,413人の地域別就職先をみると、県内が1,637人、県外が776人で、県内就職率は67.8%となっている。

表4-2 新規高等学校卒業者の地域別就職者数 (単位:人)

	H27.3卒	H28.3卒	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒
総数	2,641	2,588	2,593	2,488	2,395	2,413
県内	1,743	1,676	1,685	1,664	1,565	1,637
県外	898	912	908	824	830	776
【摘要】 就職先 上位3都道府県	東京 447 宮城 111 埼玉 106	東京 401 宮城 128 神奈川 96	東京 380 宮城 155 神奈川 103	東京 360 宮城 159 神奈川 73	東京 313 宮城 193 埼玉 91	東京 268 宮城 194 神奈川 86

《資料》学校基本調査

2 若年層の給与額

若年層の給与額については、企業規模（秋田県内企業）により以下のような相違が見られる。

表4-3 企業規模・年齢5歳階級別給与額 (単位:千円)

企業規模	10から99人		100から999人		1000人以上	
	決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額	
年齢階級	所定内給与額		所定内給与額		所定内給与額	
男女計	241.5	229.1	255.2	239.8	314.0	289.4
～19歳	164.6	157.8	168.9	162.8	185.6	177.7
20～24歳	188.1	177.7	188.8	175.8	223.2	201.9
25～29歳	205.9	195.7	228.9	212.3	267.1	238.7
30～34歳	222.7	213.3	229.5	212.4	281.8	252.7
35～39歳	245.3	225.5	267.9	246.8	310.5	285.0
40～44歳	261.2	246.3	263.8	248.2	345.9	314.9
45～49歳	257.4	243.6	286.1	273.5	357.5	330.9
50～54歳	261.4	249.4	286.6	266.5	372.0	343.2
55～59歳	257.2	247.1	292.0	276.1	364.1	345.9
60～64歳	245.8	233.2	234.7	225.3	252.8	243.6
65～69歳	222.6	217.0	193.4	189.0	192.5	185.3
70歳～	209.5	203.0	166.3	161.4	221.7	215.3

《資料》令和2年賃金構造基本調査

3 新規学卒者の初任給

令和2年3月の新規学卒者の初任給を学歴・業種別にみると、大学卒の全国では医療・福祉、秋田県では情報通信業、高専・短大卒の全国では情報通信業、秋田県では建設業、高校卒の全国では建設業、秋田県では情報通信業が、それぞれ高い状況となっている。

表4-4 新規学卒者の初任給(産業別、学歴別)

(単位:千円)

学 歴	産 業	全 国			秋田県計 (初任給月額)
		男女計	男	女	
大 学 卒	建設業	227.7	228.2	226.1	197
	製造業	219.7	220.6	218.0	195
	情報通信業	221.6	218.4	225.8	205
	運輸業・郵便業	215.8	214.6	217.3	182
	卸売業・小売業	228.2	226.9	230.1	188
	金融業・保険業	220.5	223.9	217.8	199
	飲食店・宿泊業	215.1	213.6	216.1	190
	生活関連・娯楽業	209.4	208.4	210.5	188
	医療・福祉	237.5	256.5	229.7	202
	サービス業	221.3	216.9	226.4	179
高専・短大卒	建設業	203.6	214.8	185.6	175
	製造業	199.2	203.2	191.2	167
	情報通信業	223.6	228.7	213.6	171
	運輸業・郵便業	196.0	210.7	190.6	163
	卸売業・小売業	204.1	213.1	198.1	166
	金融業・保険業	187.7	192.7	186.7	164
	飲食店・宿泊業	190.2	186.6	190.6	170
	生活関連・娯楽業	200.4	193.1	201.8	166
	医療・福祉	205.1	216.5	204.0	164
	サービス業	211.7	223.2	181.0	165
高 校 卒	建設業	185.8	186.4	180.2	166
	製造業	176.6	177.6	174.1	165
	情報通信業	175.1	177.6	171.6	169
	運輸業・郵便業	182.1	183.0	180.3	161
	卸売業・小売業	175.4	178.3	172.0	156
	金融業・保険業	168.7	169.7	168.5	148
	飲食店・宿泊業	178.6	187.9	175.1	154
	生活関連・娯楽業	180.9	181.3	180.8	150
	医療・福祉	173.4	171.3	174.0	161
	サービス業	179.8	179.4	180.3	159

《資料》全 国:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上

新規学卒者の所定内給与額表

秋田県:秋田労働局「令和2年3月新規学卒者の初任給情報」

注) 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値。

(基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含まない。)

第3部 子ども・若者行政関係資料

1 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(1) 条例制定の経緯・特色

ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

県議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

県議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

エ 条例の内容

(ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

(イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉

点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付れたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた興行は、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第3号（ストリップショー、ヌードショー等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、広告塔、はり紙、広告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならない。

(カ) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、

青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、何人も青少年を深夜に連れ出してはならない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聴くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書类等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。

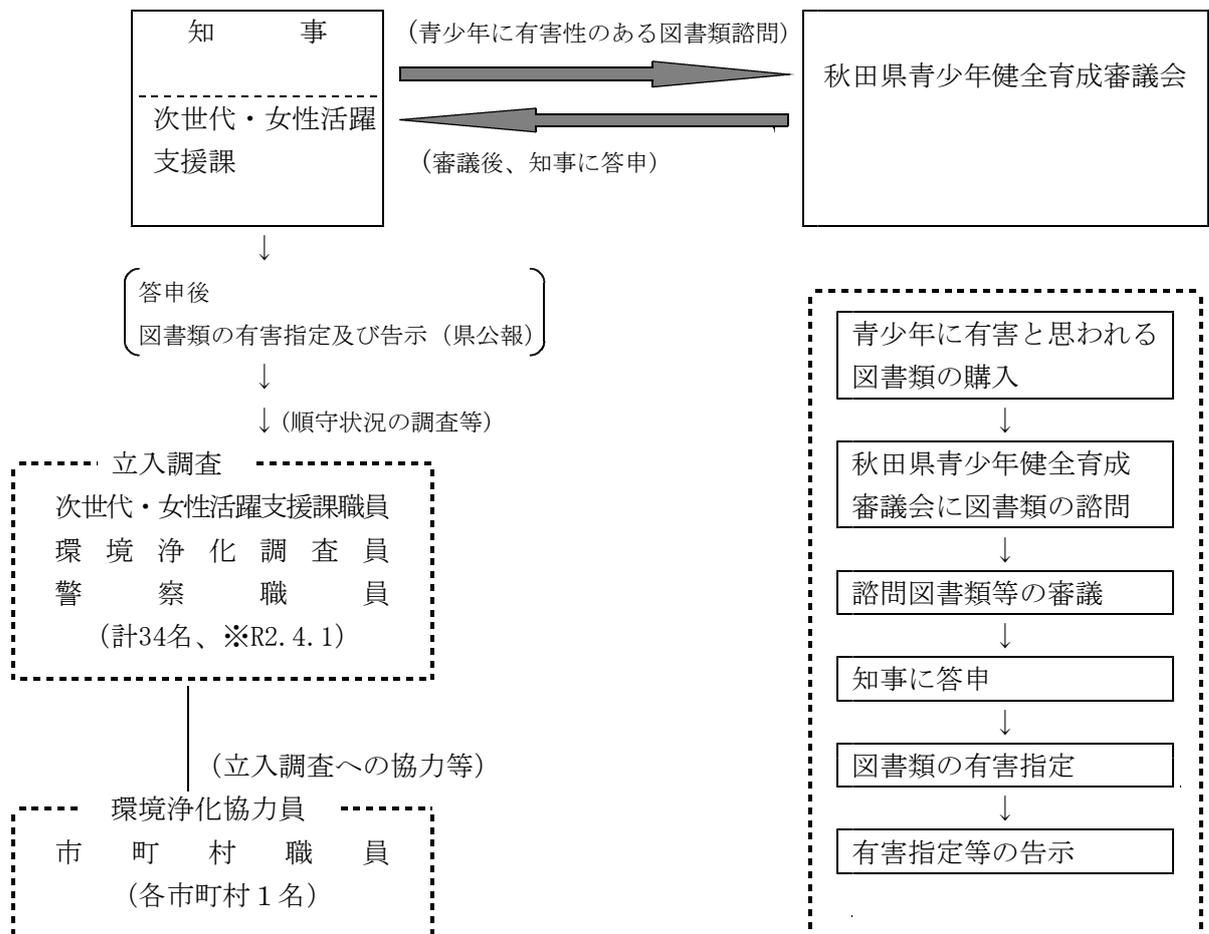
- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること」を加えた。
- ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。

⑧ この条例は、令和元年10月15日に一部改正されている。

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削った。

【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和53年10月5日秋田県条例第33号)

改正	昭和59年12月21日	条例第41号
改正	平成4年3月31日	条例第16号
改正	平成11年3月19日	条例第20号
改正	平成12年3月29日	条例第48号
改正	平成15年10月6日	条例第59号
改正	平成18年9月29日	条例第74号
改正	平成19年3月13日	条例第17号
改正	平成21年5月29日	条例第39号
改正	平成26年3月28日	条例第50号
改正	令和元年10月15日	条例第15号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 青少年の健全育成の推進（第5条－第5条の3）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等（第6条－第8条の2）

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第9条－第19条）

第5章 秋田県青少年健全育成審議会（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

第7章 罰則（第27条－第29条）

附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律すると

ともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まって、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

第2章 青少年の健全育成の推進

(健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

(4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムそ

その他これらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないよう努めな

ればならない。

- 5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- 2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

- 2 電子公告規則（平成18年法務省令第14号）第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分之一以上であるもの

(2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

(3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないとして認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青

少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。

6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。

7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩

具類とみなす。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、
包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、
構造又は機能を有するもの

3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び
前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」とい
う。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩
具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類
又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納しては
ならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具
類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による
指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱
業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の
10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、
次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を
知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは
変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止した
ときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知
事に届け出なければならない。

6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の

見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。

7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

（自動販売機等管理者の設置）

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者でないこと。

（質受け及び古物買受け等の制限）

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為に使用するための場所の提供等の禁止）

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれら

の行為をすることを知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
- (2) 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
- (4) 暴力行為
- (5) 飲酒又は喫煙
- (6) とばく

(深夜連れ出し等の制限)

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第17条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

第5章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨
- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
- (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第11条の規定による措置命令
- (5) 第18条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第22条（第1項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(立入調査)

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号

改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号

改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号

改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号

改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号

改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）

(2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。

(2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によってしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。

(2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧

ア 書籍

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	同上	Say “No” やめて!” といおう — 悪い人から自分を守る本 —	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
3	同上	「車いすの犬チャンプ」 ～ぼくのうしろ足はタイヤだよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれる。
	告示日	平成16年9月24日		
4	同上	さとうきび畑の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本である。
	告示日	平成16年9月24日		
5	同上	ふるさとお話の旅秋田 「秋田のとっぴん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本である。
	告示日	平成17年9月22日		
6	同上	みんな本を読んで大きくなった	メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成17年11月22日		
7	同上	ほんのすこしの勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年1月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
8	秋田県書店商業組合	この子はこの子でいいんだ 私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年3月17日		
9	同上	ハッピーバー ステイ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年5月23日		
10	秋田県よい本を すすめる会	逆転の翼ペン シルロケット 物語	新日本出版 社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知ってもらうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年7月21日		
11	同上	いのちの作文 難病の少女か らのメッセー ジ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年9月26日		
12	同上	仲間と。がんと 向きあう子 どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年11月21日		
13	秋田県書店商業 組合	キャッチャー ・イン・ザ フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年1月19日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてください！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年3月16日		
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。
	告示日	平成19年7月20日		
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。
	告示日	平成19年11月16日		
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものとする。
	告示日	平成21年1月23日		
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード 阿部隆三	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。
	告示日	平成21年11月20日		
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社 梁瀬 均	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
20	同上	走りたいよう天国の草原を	同上 池田まき子	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
21	環境浄化審議会 委員	どうしても描 きたかった60 年前のえにつ き	小学館 おくやまひ さし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然 の素晴らしさを平易な文章とイラストにより 描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内 容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
22	同上	ウミガメと少 年	スタジオジ ブリ 絵： 男鹿和雄	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう 少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガメ とのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を 用いて、青少年に平和と生命の尊さを呼びか ける内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
23	同上	まぼろしの大 陸へ 白瀬中尉南極 探検物語	岩崎書店 池田まき子	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも 勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手であ る子どもたちに生き生きと伝えている。年齢 を問わず、人間としての魅力に引き込まれて しまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童 話作品集	無明舎出版 伊藤永之介	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合 う様子が描かれており、当時の言葉遣いによ り秋田県人らしい優しさや温かみを感じるな ど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年3月18日		
25	同上	金子みすゞ詩 集百選 「こだまでし ょうか、いい え、誰でも」	ミヤオビパ ブリッシン グ	自分が育った地域の情景を題材として、自 分の感性そのままに素直に詩っている。自然 や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、 読む者を純粹で優しい気持ちにしてくれる詩 集である。
	告示日	平成23年12月9日		
26	読書ボランティア グループ森の 実	「満月をまっ て」	あすなる書 房	人種への偏見の中で崩れていく少年。その 少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周 囲の大人、自然に見守られて成長していく過 程が描かれており、青少年が心身ともに成長 するための示唆に富んだ物語である。大人に も読んでほしい本である。
	告示日	平成24年9月11日		
27	秋田県子ども読 書支援センター 員	としょかんラ イオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを 守ると約束して楽しみに通っていたライオン が、ある日友人を助けるために約束を破って しまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかわり の中で大切なものは何かをじっくり考えさ せられる本である。
	告示日	平成25年6月11日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
28	秋田県子ども読書支援センター員	ありがとう、フォルカー先生	岩崎書店	LD（学習障害）に苦しみ、またそのためにいじめられていた主人公が、フォルカー先生と会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。
	告示日	平成25年9月10日		
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しみ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である。
	告示日	平成25年12月10日		
30	同上	一さつのおくりもの	講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことにした。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。
	告示日	平成26年6月10日		
31	同上	きみの町で	朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。
	告示日	平成26年9月9日		
32	同上	約束しよう、キリンのリンリン	フレーベル館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンダリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。
	告示日	平成26年12月9日		
33	同上	綾瀬はるか「戦争」を聞く	岩波書店	原爆を体験した祖母を持つ広島出身の女優綾瀬はるかさんが、各地の被爆者や戦争関係者を訪ね、インタビューをした記録である。綾瀬さんを通して戦争体験者一人ひとりの思いが受け取れる大切な記録になっており、辛い戦争の記憶を次世代の青少年に語り継いでもらいたい。
	告示日	平成27年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
34	秋田県子ども読書支援センター員	ランドセルは海を越えて	ポプラ社	この本は、海外で死と隣り合わせで生きる子どもたちにランドセルを贈る活動を紹介し、ランドセルをもらい喜ぶ子どもたちの笑顔が満載である。命の尊さを知っている子どもたちを通して、生きていること、勉強すること、将来のことについて等を深く青少年に考えてもらいたい。
	告示日	平成27年6月9日		
35	同上	むのたけじ 100歳のジャーナリストからきみへ [学ぶ]	汐文社	この本は、納得のいく人生を送るためにも、幼少青年期に存分に学び、たくさんの友をつくって、一緒に遊び楽しんでほしいと願う作者が、若い読者に向けて贈った“言葉”集である。100歳の現役ジャーナリストの経験や知恵がふんだんに盛り込まれ、未来を担う子ども達への健やかに力強く生きていってもらいたいという思いが伝わってくる自己肯定感にもつながる内容である。
	告示日	平成27年9月11日		
36	同上	10代からの情報キャッチボール入門 使えるメディア・リテラシー	岩波書店	普段、何気なくネットを使っている私たち。このネット上には無数の情報が飛び交っている。ちょっとしたことで誰もが簡単に情報の被害者にも加害者にもなってしまう恐れがあるネット。この本では情報をもっと上手に受け止め、届けられるよう4つの「ギモン」と「ジモン」を学ぶことができる。メディアリテラシーの入門になる本である。
	告示日	平成27年12月8日		
37	同上	鳥海山の空の上から	小峰書店	夏休み、初めての一人旅で父方の祖父の故郷、鳥海山のふもと矢島を訪れた小5の翔太は、そこで自分と血のつながりのある祖父の妹のお波さんやハトコのユリアと交流を深めていく。初めて見る先祖の写真に、お波さんは、先祖の命が受け継がれていくことと代々どの命も自然の恵みで生きのびることが出来たことを話す。翔太は矢島に自分のルーツを感じていく。その矢島の象徴として雄大な鳥海山がとても身近に存在感大きく描かれている。秋田を故郷とする子どもたちにぜひ読んでもらいたい作品である。
	告示日	平成28年3月15日		
38	同上	16歳の語り部	ポプラ社	東日本大震災から5年。語り部の3人は津波で被害を受けた地区の出身で当時小学5年生だった。5年生といえば何も分からない年齢ではない。その彼らが「あの日、あのとき、何が起こったのかを理解できた最後の世代で、しかも、その体験を自分の言葉で伝えられる最後の世代だ。」と、当時の体験から今に至るまでを語り出した。彼らがなぜ語ろうとするのか、何を伝えたいのか。同世代だからこそのわかることもたくさんあるはず。ぜひ同世代の人たちを中心に読んでもらいたい。
	告示日	平成28年6月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
39	秋田県子ども読書支援センター員	風をつかまえたウィリアム	さ・え・ら書房	主人公のウィリアム・カムクワンバは、14歳のとき干ばつによる貧困で学校をやめなければならなくなる。しかし、近くの図書館で風車のことを知り、身の回りの廃品を使いながら、手づくりで風車を完成させる。村に初めてあかりが灯り、地下水の汲み上げにより干ばつにも苦しめられなくなる。2000年以降のアフリカマラウィでの実話。子どもは大人がしてあげなければ何もできない無力な存在ではない。どんな過酷な状況でも、自分の力を信じ、やれることから始めてみる、決してあきらめないというエールをこの作品からも感じてほしいと願い推奨する。
	告示日	平成28年9月13日		
40	同上	16歳からの交渉力	実務教育出版	部活や進路、おこづかいなど、さまざまな悩みを抱えた16歳の高校生たちが、大学のT教授のもとで模擬授業を受けるという、読みやすいストーリー仕立ての本である。高校生たちの失敗例に「ある、ある」と共感しながら読んでいくと、交渉学とは、身近な学生生活から社会人となってからも、問題解決に役立つ実践的な学問であることが分かってくる。交渉学の基本である「相手のニーズや目標、思いなどを効果的に聞き出す力」を身につけ、周囲とのコミュニケーションを築き、自分の夢も叶えていってほしい。
	告示日	平成28年12月9日		
41	同上	みつばち高校生 富士見高校養蜂部物語	リンデン舎	一人の女子高生が日本ミツバチの魅力に惹かれて、全国でも珍しい“養蜂部”を誕生させ、創部から3年で農業甲子園で優勝するまでの奮闘の日々を描いたノンフィクション。傍らの、程よい距離感で生徒たちを指導する教師や若者を暖かく包み込む地元の人たちが、小さなミツバチの生命を守り抜くことを通して心をつなぎ合わせていく。脚本家である作者の丁寧な取材に基づく文章は、若者達の苦悩や喜び、それぞれの進路へとつながる軌跡を臨場感たっぷりに描く。
	告示日	平成29年3月10日		
42	同上	そして、ぼくは旅に出た。はじまりの森 ノースウッズ	あすなる書房	大学4年の秋の夜に見た野生のオオカミに出遭う夢を出発点に、北米の秘境「ノース・ウッズ」へと旅した3か月間を記したエッセイ。 文中でたびたび用いられる「センス・オブ・ワンダー（神秘さや不思議さに目を見張る感性）」は、不安でつぶれそうな一人旅の中で磨かれていく。自然は、「目を開き」「心を開き」「時間を開(あ)ける」者へのみ、美しい姿を現すという写真家の心構えを聴く場面は感動的。大人になりかけた若者にこそ、世界の美しさを語ってくれる思慮深い大人の存在が必要だ。若者の生き方を励ましてくれる一冊。
	告示日	平成29年7月25日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
43	秋田県子ども読書支援センター員	バッタを倒しにアフリカへ	光文社 前野ウルド浩太郎	緑色の全身タイツに身を包み、バンザイをして群れの中に身を投じる…著者はバッタアレルギーのため、バッタに触れるとひどいかゆみに襲われるという奇病を持った30歳代のバッタ博士。バッタに食べられたい、という少年の頃の夢を叶え、昆虫学者としての研究費を得るため、バッタの大発生で深刻な飢饉が起こっている砂漠の国・西アフリカのモーリタニアへと旅立つ。やること成すこと奇想天外でありながら、バッタに賭ける本気で周囲を動かしていく。秋田県立秋田中央高等学校出身の著書が、様々な人との出会いを大切にし、チャレンジ精神で自分の道を切り開いていく姿が描かれており、前向きになれる一冊。
	告示日	平成29年11月21日		
44	同上	ハグくまさん	クレヨンハウス	森の木や動物、出会うもの何でもハグしてしまう不思議な熊「ハグくまさん」。ある日生まれて初めて抱きしめたくない物に出くわしてしまう。それは森で一番好きな木に斧を振るった男。怒るハグくまさんがとっさに取った行動とは？ぶっきらぼうに振る舞いながら、実はハグくまさんのように、誰かにありのままの自分を抱きしめてもらいたいと希求する思春期の人の心にも響く絵本である。 また、人としての愛情を豊かに育て、青少年の健全な心身の成長に役立つ一冊である。
	告示日	平成30年3月13日		
45	同上	かならずお返事書くからね	PHP研究所	アメリカのごく普通の少女ケイトリンは、学校の課題で、聞いたことのないアフリカの国ジンバブエの少年マーティンと文通を始めることになる。二人は文通を通して仲良くなり、お互いの返事を心待ちにするようになる。けれども政情不安定なジンバブエのスラム街に住んでいるマーティンは、成績は優秀でも生活さえままたらない状態。やがて返事も来なくなる。実情を知ったケイトリンはマーティンのために動き出す。1万キロの距離を越えて親友として心を通わせた二人の実話である。
	告示日	平成30年7月31日		
46	同上	クニマスは生きていた！	汐文社 池田まき子	かつて田沢湖では、国鱒漁を生業にして生活していた人たちがいた。けれども、水力発電と農業用水のためのダム湖にするため酸性水が導入され、湖は魚が住めなくなってしまう。もちろん田沢湖にしかいなかった国鱒も姿を消した。この本では、秋田県田沢湖の現在に至るまでの史実がわかりやすく綴られ、最後のクニマス漁師・久兵衛さんの強い思いも伝わってくる。郷土秋田を担う青少年が、自然とどのように向き合っていたらよいか深く考えさせられる一冊である。
	告示日	平成30年11月27日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
47	秋田県子ども読書支援センター員	流鏝馬ガール！	ポプラ社	舞台は流鏝馬がさかんな青森県十和田市。流鏝馬の練習で大怪我をし相棒の馬を死なせてしまった過去を持つ舞衣子は、高校入学後は弓道部に入部を決める。同じクラスには、かつての舞衣子の流鏝馬姿を見て、流鏝馬をするために東京から引っ越してきた弓道の元国体選手美鶴がいた。美鶴は舞衣子と一緒に流鏝馬をしようと誘うが、舞衣子は過去の事故を乗り越えられていなかった。中高生が身近に感じられる悩みも描かれており、東北秋田に暮らす自分と重ね合わせて読めるような作品である。
	告示日	平成31年3月12日		
48	同上	カレーライスを一から作る	ポプラ社	武蔵野美術大学「関野ゼミ」で行われた「カレーライスを一から作る」計画を書籍化したもの。スーパーマーケットで簡単に揃えられるカレーライス/materialを、この計画ではすべて一から作り育てる。野菜は種から育て、米は苗から育てる。肉は鳥をヒナから育てて自分たちで屠る。器もスプーンも塩もすべて手作りです。学生たちへのインタビューや写真も豊富で、活動の経過を具体的に知ることができる。自然の恵みや育んだ命をいただくことから、生きるために大切なこととは何かを深く考えさせる作品である。
	告示日	令和元年7月26日		
49	秋田県子ども読書支援センター長	〈世界に生きる子どもたち〉すごいね！みんなの通学路	西村書店	世界各国の子どもたちの通学路を写真で紹介した絵本である。その通学路は、私たちがイメージする通学路とは大きく異なり、川を歩いて渡るところや空中のロープをたぐりながら渡るところなど、命がけと思うような通学路がある。それでも、学校に通おうとする子どもたちの表情からは、学校に通える喜びが伝わってくる。そこには、夢や希望に向かうひたむきさも感じられ、勇気と元気を与えてくれる。世界を見渡せばまだ貧困等で学校に通えない子どもたちもおり、世界の状況や子どもたちの権利を考えるきっかけになる本である。
	告示日	令和元年12月6日		
50	ノーブスミー	森のゲオルグ	出版ワークス	ハンディキャップを持った妖精の主人公が、自身の強みや可能性を信じ生きていく姿は読者である子どもたちの心を勇気づけ豊かにする。親子のふれあいの場や読み聞かせの場に最適な情育絵本である。
	告示日	令和2年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
51	秋田県子ども読書支援センター長	競歩王	光文社	スランプに陥った大学生作家と、箱根駅伝の夢が破れ競歩に転向した陸上選手が、互いに影響しあいながら、自分の進むべき道を模索していく物語。天才高校生作家としてデビューした榛名忍だったが、その後の刊行作は振るわず、自信を喪失していく。そんな中、東京オリンピックを題材にした次回作の話があり、口にした競技が「競歩」だった。特別な思いはなかったが、取材対象の大学の後輩八千代の練習を見続けているうちに、榛名の意識が大きく変わっていく。もがき苦しみながらも自分に勝とうと必死に健闘する二人の姿をぜひみてもらいたい。
	告示日	令和2年3月10日		
52	秋田県子ども読書支援センター長	となりのアブダラくん	講談社	小6の晴夜（ハル）は体格もよく、空手は有段者だが、手芸が大好きでクラスメイトには内緒にしている。ある日パキスタンからイスラム教徒の転校生がやってきた。イスラム教徒で生活様式も異なり日本語も話せないアブダラくんのお世話係に任命される晴夜。意思の疎通もできず、戸惑いと苛立ちがつのが、異文化の中に飛び込んできた転校生との関わりから、みんな同じでないこと、他者を尊重することを学んでいく。 人と違うことは恥ずかしいことなのか、自分の身近な問題として読んでほしい作品である。（出版は2019年11月）
	告示日	令和2年8月7日		
53	秋田市立豊岩小学校長	ずっと見つめていた	偕成社 森島いずみ	小6の越（えつ）の一家は、妹つぐみの化学物質過敏症が治らないため、埼玉県から富士山に見える山梨県に引っ越す。都会から大きく環境が変わった越は、複雑な思いで地元の中学校に通う。母親は、地元の食材を使った自然食の食堂をオープンさせるが、なかなか軌道に乗らない…。 由利本荘市出身の著者の実体験をもとに書かれた、ある家族の再生の物語である。化学物質過敏症という現代的課題について、身近に感じ、理解を深めながら読み進めることができる作品である。
	告示日	令和2年11月27日		
54	ノーブスミー	わたしはだれ？ Who am I?	出版ワークス	「地球は生きている！」。地球は有機体であり、感情や感覚おろか意思もある。シンプルなイラストと本文をとおして、母なる地球の本当の価値やあるべき姿をやさしく描写。子どもたちが「生命の大切さ」を学び、「自然を愛する心」を育むのに役立つ。日英併記により、外国人にも対応。
	告示日	令和3年3月23日		

	申 出 者	題 名	発 行 所	推 奨 理 由
55	秋田県子ども読書支援センター長	なまはげ	汐文社 池田まき子	「男鹿のナマハゲ」その名前を耳にした人は多くても、その伝説を知っている人はどのぐらいいるだろうか。この絵本は起源の一つである「漢の武帝説」をもとに、ノンフィクション作家として知られる秋田出身の池田まき子さんが、なまはげを地域の宝として大事に継承してほしいという願いを込めて文を担当している。 作品からは、なまはげを地域の守り神として崇め、厳かな気持ちで行事を行ってきた人々の気持ちが伝わってくる。郷土を思う気持ちは脈々と受け継がれるのだと思わせてくれる作品である。(2020年12月)
	告示日	令和3年3月23日		

イ 映画

	申 出 者	題 名	発 行 所	推 奨 理 由
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」製作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」製作委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれからの未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていたことが青少年の健全育成に有益であると認められる。
	告示日	平成17年5月20日		
3	同上	長編アニメーション映画「ガラスのうさぎ」	ゴーゴービジュアル企画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものと認められる。
	告示日	平成17年9月22日		
4	同上	ドキュメンタリー「プライドinブルー」	制作バイオタイド監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴える。
	告示日	平成19年7月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成21年7月17日		
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～稲の旋律」	レジェンド・ピクチャー	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成22年3月23日		
7	同上	野球部員、演劇の舞台に立つ！	制作 京映アーツ	福岡県南部の強豪・八女北高校野球部。春の選抜甲子園出場を目指し猛練習に励んできたが、敗退してしまう。そんな折、エースの望月ら中心選手は突然、監督から演劇部に参加するよう命令される。反発する野球部員たち。一方の演劇部でも野球部員の突然の参加に不満が爆発する。課せられた舞台の演目はボクシングのチャンピオンを目指す若者の物語り。若者の心に湧き上がる不安、希望、熱い思い、そんな彼らを精一杯理解して応援している大人たちとの絆を、瑞々しい映像で描いている。プロデューサーの鈴木一美氏が大仙市出身である。
	告示日	令和元年7月26日		

ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種別	品名	制作(販売)会社
1	昭和55年9月2日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年7月21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No.6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年6月14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERNMENT CUSTOM MODEL	国際産業(株)
9	平成10年5月22日	刃物(ナイフ)	バタフライナイフ(通称)	形状を規制
10	平成20年7月18日	刃物(ナイフ)	ダガーナイフ	形状を規制

(注) 有害がん具に指定されているものを青少年(18歳未満)に販売することは禁じられている。

2 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談	① 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センターまたは中央児童相談所に対応	フリーダイヤル 0120(0)78310
	不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	② 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804 メール相談 soudan@akita-c.ed.jp
	教育全般	③ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 北教育事務所 北教育事務所鹿角出張所 北教育事務所山本出張所 中央教育事務所 中央教育事務所由利出張所 南教育事務所 南教育事務所仙北出張所 南教育事務所雄勝出張所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366 横手市四日町3-23横手市水道庁舎3F 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120(377)914 0120(377)915 0120(377)917 0120(377)904 0120(377)908 0120(377)943 0120(377)945 0120(377)949
不登校に関すること全般		④ かづのこもれび教室 月～金 9:00～15:00	鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内)	0186(22)0275
		おおとり教室 月～金 9:00～15:00	大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内)	0186(42)4888
		北秋田さわやか教室 月・火・木・金 9:00～15:00	北秋田市材木町2-2 (北秋田市交流センター内)	0186(62)4860
		あきたリフレッシュ学園 月～金 9:00～15:00	北秋田市鎌沢字石淵4番地 (合川学童研修センター)	0186(78)4180
		能代はまなす広場 月～金 9:00～15:00	能代市萩の台1-28 (サン・ウッド能代内)	0185(52)8282
		あすなる教室 月・水・金 9:00～15:00	三種町鶴川字西本田2 (八竜農村環境改善センター内)	0185(85)2177
		中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018(873)7666
		すくうる・みらい 月・火・木・金 9:45～14:45 水 9:45～12:00	秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内)	018(823)3082
		本荘ふれあい教室 月・水・木・金 9:00～15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184(22)7750
		フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大曲仙北広域交流センター内)	0187(63)8317
		さくら教室 月～金 9:00～12:00	仙北市角館町東勝楽丁19 (仙北市役所角館庁舎西側庁舎内)	0187(43)3387
		さくら教室田沢湖分室 月～金 9:00～12:00	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1 (田沢湖図書館内)	0187(43)3387 ※さくら教室本室
		南かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内)	0182(25)3080
		西かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市大雄字三村東18 (大雄農業団地センター内)	0182(23)8648
		そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-52 (湯沢市勤労青少年ホーム内)	0183(78)0720

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	⑤ 秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談 (予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談してください。)	秋田市新屋下川原町1-1	<ul style="list-style-type: none"> 専用フリーダイヤル 0120(42)4152 予約、問い合わせ 018(862)7311 予約、問い合わせ 018(862)7311 メールアドレス soudan@mail2.pref.akita.jp
		秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
		⑥ 県内各福祉事務所の家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい) ・北秋田地域振興局大館福祉環境部(北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・山本地域振興局福祉環境部(山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・秋田地域振興局福祉環境部(中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・平鹿地域振興局福祉環境部(南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・秋田市子ども未来センター「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00 ・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・にかほ市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1	0186(52)3951
			能代市御指南町1-10	0185(52)5105
			潟上市昭和乱橋字古開172-1	018(855)5175
			横手市旭川1-3-46	0182(32)3294
			鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186(30)0235
			北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内)	0186(62)6638
			大館市字三の丸103-4	0186(43)7054
			能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185(89)2947
			男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内)	0185(24)9117
			潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内)	018(853)5314
			秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5340
			由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内)	0184(24)6319
			にかほ市平沢字鳥ノ子淵21 (仁賀保庁舎内)	0184(32)3040
			大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内)	0187(63)1111 内線193
			仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内)	0187(43)2280
			横手市中央町8-2 (横手市役所内)	0182(35)2133
			湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0183(55)8275

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
少年相談	非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談	⑦ 秋田県警察本部 少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212
		⑧ 県内各警察署 少年係 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応		
		・鹿角警察署	鹿角市花輪字向畑100	0186(23)3321
		・大館警察署	大館市根下戸新町1-70	0186(42)4111
		・北秋田警察署	北秋田市鷹巣字下家下1	0186(62)1245
		・能代警察署	能代市日吉町1-24	0185(52)4311
		・五城目警察署	南秋田郡五城目町字七倉178-4	018(852)4100
		・男鹿警察署	男鹿市船川港船川字新浜町1-4	0185(23)2233
		・秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3-1-8	018(845)0141
		・秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9	018(835)1111
		・秋田東警察署	秋田市上北手百崎字内山60-2	018(825)5110
		・由利本荘警察署	由利本荘市中町27	0184(23)4111
		・大仙警察署	大仙市大曲日の出町1-1-30	0187(63)3355
		・仙北警察署	仙北市角館町西野川原34-6	0187(53)2111
		・横手警察署	横手市安田字越廻71	0182(32)2250
		・湯沢警察署	湯沢市千石町1-3-5	0183(73)2127
		⑨ 県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00	大館市字桜町南45-1 (大館市立中央公民館内)	・フリーダイヤル 0120(110)624 ※携帯電話不可 ・固定電話 0186(42)0769 ※携帯電話可
		・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	・相談専用電話 018(884)3868
	いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑩ 秋田地方務局 ～子どもの人権110番～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120(007)110
	非行、問題行動など	⑪ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～16:30	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	⑫ 秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月～金 9:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)3939 018(831)3946
		⑬ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30 ※来所相談は予約制	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)2940
		⑭ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所	大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186(52)3955 0186(62)1165 0185(55)8023 018(855)5171 018(883)1170 0184(22)4120 0187(63)3403 0182(45)6137 0183(73)6155
		⑮ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(855)9052 DVホットライン 0120(783)251
		⑯ 秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00	秋田市南ヶ丘1-1-2 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030
		⑰ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)	018(892)3751(代)
		⑱ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県不妊専門相談センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 月、金 14:00～16:00 第1・3水 14:00～16:00 (心理的な相談)	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
		⑲ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県女性健康支援センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
		⑳ あきた性暴力被害者サポートセンター 「ほっとハートあきた」 月～金 10:00～19:00	秋田市内	相談専用ダイヤル 0800(8006)410 ※秋田県内からの通話は無料

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
しごとに関する相談	職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	㉑ あきた就職活動支援センター 月～金 9:00～17:00 第2・4水 9:00～19:30	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F	018(826)1735
		北部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30	大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F	0186(44)5100
		南部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30	横手市安田字向田147 イオン横手店2F	0182(35)6005
	高校・大学等の在学生や卒業後の転職希望者などの職業相談や求人情報の提供など	㉒ 秋田新卒応援ハローワーク(秋田学生職業相談室) 月～金 9:00～17:15	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F	018(889)8448
	秋田県での就職希望者への求人情報の提供など	㉓ Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255
	職業紹介、就業をめぐるこころの悩み相談など	㉔ 県内各ハローワーク 月～金 8:30～17:15 ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186(23)2173 0186(42)2531 0185(54)7311 018(864)4111(41#) 0184(22)3421 0187(63)0335 0182(32)1165 0183(73)6117
	労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、賃金支払など	㉕ 県内各労働基準監督署 月～金 8:30～17:15 秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F	018(865)3671
		能代労働基準監督署	能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F	0185(52)6151
		大館労働基準監督署	大館市三の丸6-2	0186(42)4033
		横手労働基準監督署	横手市旭川1-2-23	0182(32)3111
		大曲労働基準監督署	大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F	0187(63)5151
		本荘労働基準監督署	由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F	0184(22)4124
	職場でのいじめ・嫌がらせ、各種ハラスメント等に関する労働相談	㉖ 秋田労働局雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田第二合同庁舎4F	018(862)6684
	ひとり親家庭の母等に対する就業に関する相談など	㉗ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	㉘ 地域若者サポートステーション		
		あきた若者サポートステーション 月～金 9:00～17:00	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F (あきた就職活動支援センター内)	018(892)6021 018(853)4367
		秋田県南若者サポートステーションよこて 月・火・木・金・土 ※金曜は午前中のみ 10:00～16:00	横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	0182(23)5101
		㉙ 若者の居場所		
		ユアスペース・さくら草 金 15:30～17:00	大館市字馬喰町48-1	
		若者の居場所 くまっこ 日 10:00～12:00	北秋田市花園町10-5	
		コーヒーサロン ひとやすみ 第3土曜日 13:00～15:00	能代市上町12-32	
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(83)5034
		カタクリ 原則毎月第2木曜日	※ 開催日により変わるため、お問い合わせください	0185(76)4608
		若者の居場所 男鹿オレンジハウス 第3土曜日 14:00～16:00	男鹿市払戸小深見19-1	
		となりの居場所 第4木曜日 14:00～16:00	潟上市飯田川下虻川屋敷100	018(853)4367
		「浦城」の歴史を伝える会 随時開催	八郎潟町浦大町字天道田100-1	018(893)5848
		ひなた 原則第2水曜日、第3木曜日	由利本荘市東町15	
		あおぞらサロン 毎月1回	由利本荘市 ※ 開催日により変わるため、お問い合わせください	0184(74)7470
		若者の居場所 第2火曜日 15:00～17:00	にかほ市金浦上林4-1	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日)	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		若者の居場所 びおら角館 第3火曜日 14:00～16:00	仙北市角館町中菅沢30	0187(66)1106
		若者の居場所 びおら六郷 第4火曜日 14:00～16:00	美郷町六郷字馬町37	0187(66)1106
		居場所サロン「りらとこ」 月1～2回 ※ 開催日時については、お問い合わせください	湯沢市古館町4-5	0187(73)8696
		てらすはうす 第3木曜日 13:30～16:00	羽後町西馬内字本町23	0183(62)5313

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族等の相談	⑩ 秋田県ひきこもり相談支援センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	⑪ 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日)	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(83)5034
その他の相談	消費生活相談 (多重債務や契約トラブルなど)	⑫ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
		北部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	大館市中町5 (旧正札竹村ビル1F)	0186(45)1040
		南部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	横手市旭川1-3-41 (平鹿地域振興局1F)	0182(45)6104
	交通事故相談 (交通事故に伴う損害賠償問題など)	⑬ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(836)7804・7805
外国人からの相談 (日常の困りごとやどこに聞けばよいか分からない相談など)	⑭ 秋田県外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 【英語・中国語・韓国語】 木 13:00～17:00 【タガログ語・ベトナム語】 事前予約制 ※県内9地域に地域外国人相談員を配置しており、各地域での相談受付も可能(日本語対応のみ)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公益財団法人秋田県国際交流協会内)	・相談専用ダイヤル 018(884)7050 ・メール soudan21@aiahome.or.jp	

3 県内の青少年団体の概要

※秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会	全県青年会の連絡協調を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所 東北地区秋田ブロック協議会	県内各地 11 ロムの青年会議所の質的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目 1-54 三交ビル 3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 4F TEL. 018-863-8493 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合青年部協議会	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士の結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目 10-16 TEL. 018-864-2141 FAX. 018-864-2155
6	秋田県農業近代化ゼミナール 連絡協議会	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡協調を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目 1-1 秋田県農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県 B B S 連盟	BBS とは Big Brothers and Sisters Movement（兄や姉のような身近な存在として）の略。 地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決できるよう側面から援助する活動を行う。	〒010-0951 秋田市山王七丁目 1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	（メールアドレス） iyoe.akita@gmail.com

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
10	秋田県青年赤十字奉仕団連絡協議会	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	ガールスカウト秋田県連盟	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会	レクリエーション指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143
14	秋田県キャンプ協会	野外活動としてのキャンプの普及と、振興を目的とする。	〒012-0851 湯沢市吹張 2-3-2 TEL. 0183-73-1470 FAX. 0183-73-1470

4 市町村青少年行政主管課一覧

令和2年4月1日現在

市町村名	担当課(係・室)名	〒	住 所	TEL
秋 田 市	子ども未来部少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センター5階	018-884-3869
能 代 市	生涯学習・スポーツ振興課	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横 手 市	生涯学習課	013-8601	横手市中央町8-2	0182-35-2254
大 館 市	生涯学習課	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7113
男 鹿 市	生涯学習室	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9133
湯 沢 市	生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿 角 市	生涯学習課	018-5201	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0292
由利本荘市	生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟 上 市	文化スポーツ課	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5363
大 仙 市	生涯学習課	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北 秋 田 市	生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町10-5	0186-62-1130
に か ほ 市	生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙 北 市	生涯学習課	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3383
小 坂 町	学習振興班	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	住民福祉課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222
藤 里 町	生涯学習係	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三 種 町	生涯学習係	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2113
八 峰 町	生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中野野田沢20-1 八峰町公民館	0185-76-2323
五 城 目 町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5128
八 郎 潟 町	教育課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井 川 町	町民課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4415
大 潟 村	住民生活課	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-2114
美 郷 町	生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽 後 町	生活環境課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東 成 瀬 村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

5 青少年育成県・市町村民会議一覧

令和2年4月1日現在

市町村名	名 称	〒	住 所	TEL
—	青少年育成秋田県民会議	010-8570	秋田市山王4-1-1 県庁5階	018-860-1554
秋 田 市	青少年育成秋田市民会議	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F	018-884-3869
能 代 市	青少年育成能代市民会議	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1 市役所内	0185-73-5285
横 手 市	青少年育成横手市民会議	013-8601	横手市中央町8-2 市役所内	0182-35-2254
大 館 市	青少年育成大館市民会議	018-3505	大館市早口字上野43-1 市役所内	0186-43-7113
男 鹿 市	青少年育成男鹿市民会議	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1 市役所内	0185-24-9102
湯 沢 市	青少年育成湯沢市民会議	012-8501	湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所内	0183-73-2163
鹿 角 市	青少年育成鹿角市民会議	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1 市役所内	0186-30-0292
由利本荘市	青少年育成由利本荘市民会議	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61 市役所内	0184-32-1332
潟 上 市	青少年育成潟上市民会議	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1 市役所内	018-853-5363
大 仙 市	青少年育成大仙市民会議	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16 市役所内	0187-63-7262
北 秋 田 市	青少年育成北秋田市民会議	018-3454	北秋田市花園町10-5 市役所内	0186-62-1130
に か ほ 市	青少年育成にかほ市民会議	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2 市役所内	0184-38-2171
仙 北 市	青少年育成仙北市民会議	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19 市役所内	0187-43-3383
小 坂 町	青少年育成小坂町民会議	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1 中央公民館内	0186-29-2069
上小阿仁村	青少年育成上小阿仁村民会議	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118 村役場内	0186-77-2222
藤 里 町	青少年育成藤里町民会議	018-3201	藤里町藤琴字家の後67 町役場内	0185-79-1327
三 種 町	青少年育成三種町民会議	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3 町役場内	0185-87-2113
八 峰 町	青少年育成八峰町民会議	018-2507	八峰町峰浜田中野野田沢20-1 町公民館内	0185-76-2323
五 城 目 町	青少年育成五城目町民会議	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1 町役場内	018-852-5180
八 郎 潟 町	青少年育成八郎潟町民会議	018-1692	八郎潟町字大道80 町役場内	018-875-5812
井 川 町	青少年育成井川町民会議	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2 公民館内	018-874-4424
大 潟 村	青少年育成大潟村民会議	010-0494	大潟村字中央1-1 村役場内	0185-45-2114
美 郷 町	青少年育成美郷町民会議	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1 町役場内	0187-84-4915
羽 後 町	青少年育成羽後町民会議	012-1131	羽後町西馬音内字中野177 町役場内	0183-62-2111
東 成 瀬 村	青少年育成東成瀬村民会議	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1 村役場内	0182-47-3415